



職員の給与等に関する報告及び勧告

令和8年10月

大分県人事委員会

人 委 第 7 0 0 号
令和 8 年 10 月 5 日

大分県議会議長 嶋 幸 一 殿
大 分 県 知 事 佐藤 樹一郎 殿

大分県人事委員会
委員長 和 田 久 継

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第 8 条第 1 項、第 14 条第 2 項及び第 26 条の規定に基づき、一般職の職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与及びその決定に関係のある民間の給与、生計費その他の諸条件並びに公務運営上の諸課題等について調査研究を行ってきたが、その概要を次のとおり報告する。

1 職員の給与

本委員会が実施した「令和 8 年職員給与等実態調査」の結果によれば、本年 4 月における職員数は 14,587 人であり、その平均年齢は 41.1 歳、性別構成比は男性 57.6%、女性 42.4%、学歴別構成比は大学卒 84.3%、短大卒 4.5%、高校卒 11.2%、中学卒 0.0%となっている。このうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員の数 は 4,306 人であり、その平均年齢は 40.3 歳、性別構成比は男性 63.6%、女性 36.4%、学歴別構成比は大学卒 75.9%、短大卒 4.9%、高校卒 19.2%、中学卒 0.0%となっている。

職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、研究職、医療職（一）、医療職（二）、海事職、公安職、教育職（一）、教育職（二）及び特定任期付職員の 9 種類の給料表が適用されているが、このうち行政職給料表適用職員の本年 4 月における平均給与月額 は 367,728 円となっており、教育職員、警察官等を含めた職員全体の平均給与月額は 397,810 円となっている。

なお、定年が段階的に引き上げられることに伴い、職員の給与に関する条例附則第 37 項により給料月額が決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む 60 歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が設定されていること等から、平均給与月額や人数、平均年齢は、同項により給料月額が決定される職員を除いて算出している。

（参考資料 1 職員給与関係 参照）

2 民間の給与

本委員会は、人事院等と共同して、企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の 345 の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 111 の事業所を対象に「令和 8 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務と類似すると認められる職務に従事する 5,309 人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査するとともに、民間事業所における直近 1 年間の特別給の支給実績及び各民間企業における給与改定の状況等について調査した。

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 初任給の状況

新規学卒者（事務・技術関係）の採用を行った事業所は、大学卒で 24.9%、高校卒で 20.3% となっており、初任給の平均額は、大学卒で 240,507 円、高校卒で 204,840 円となっている。

(2) 給与改定の状況

表 1 に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は 72.1% となっている。

表 1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ	ベース改定 中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係員	72.1	3.0	1.3	23.6
課長級	66.2	3.1	—	30.7

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、表 2 に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は 95.8% となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は 37.7%、減額となっている事業所の割合は 6.5% となっている。

表 2 民間における定期昇給の状況

(単位：%)

							(単位：%)
役職段階	項目 定期昇給 制度あり	定期昇給				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		実 施	増額	減額	変化なし		
係員	95.8	95.8	37.7	6.5	51.6	—	4.2
課長級	84.7	84.7	32.4	3.6	48.7	—	15.3

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

(参考資料 2 民間給与関係 参照)

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本年の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表適用職員、民間においてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、精密に比較を行った。

その結果、表3に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均11,232円(3.01%)下回っていた。

表3 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (A) - (B) (円) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right] (\%)$
383,954円	372,722円	11,232円 (3.01%)

(注) 1 民間における事務・技術関係職種の従業員の給与と行政職給料表適用職員の給与をラスパイレス方式によって比較したものである。

2 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間に
おいて、民間事業所で支払われた特別給は、表4に示すとおり、年間で所定内給
与月額 4.69 月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支
給月数 (4.65 月) が民間事業所の特別給を 0.04 月分下回っていた。

表 4 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A 1)	374,661 円
	上半期 (A 2)	380,455
特別給の支給額	下半期 (B 1)	840,014 円
	上半期 (B 2)	930,253
特別給の支給割合	下半期 $\frac{(B 1)}{(A 1)}$	2.24 月分
	上半期 $\frac{(B 2)}{(A 2)}$	2.45
	年間	4.69 月分

(注) 下半期とは令和 7 年 8 月から令和 8 年 1 月まで、上半期とは同年 2 月から 7 月までの期間をいう。

4 物価及び生計費

総務省の調査による本年 4 月における全国及び大分市の消費者物価指数は、それぞれ昨年 4 月に比べ 1.4%及び 1.6%上昇している。

また、本委員会が総務省による家計調査を基礎に算定した本年 4 月における大分市の 2 人世帯、3 人世帯及び 4 人世帯の標準生計費は、それぞれ 142,390 円、158,240 円、174,080 円となっている。

(参考資料 3 生計費関係 参照)

5 職員と国家公務員との比較

総務省の令和 7 年地方公務員給与実態調査（令和 7 年 4 月 1 日現在）によると、国家公務員（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員）の平均俸給月額を 100 とし、これに相当する県職員の職員構成を国の学歴別、経験年数別職員構成と同一であるものとして算出した指数（ラスパイレス指数）は、100.1 となっている。

6 人事院の報告及び勧告等の概要

人事院は、本年 8 月 7 日、国会及び内閣に対し、公務員人事管理に関する報告並びに職員の給与に関する報告及び勧告を行うとともに、職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告等を行った。その概要は、別記のとおりである。

7 本年の給与の改定

職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件は、以上のとおりである。

職員給与と民間給与の比較を行った結果、月例給については、前記3の(1)のとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均11,232円(3.01%)下回っていた。また、特別給については、前記3の(2)のとおり、職員の年間の平均支給月数が民間の年間支給割合を0.04月分下回っていた。

人事院においては、本年の民間給与との較差に基づき国家公務員の月例給を引き上げるとともに特別給の支給月数を引き上げるよう勧告した。

また、人事院は定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員のうち、フルタイム勤務職員の月例給について、民間のフルタイム勤務再雇用者の月例給と比較すると、係長級等の各役職段階で公務が民間を下回る状況にあることから、月例給について、民間のフルタイム勤務再雇用者の水準に見合ったものになるよう、改定を行うこととした。

他の都道府県においては、民間給与との較差並びに人事院の報告及び勧告等を考慮して対応することが考えられる。

本委員会は、職員の給与について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間の給与、その他の事情を考慮して報告及び勧告を行っており、本年も例年と同様に、これらの諸情勢を総合的に勘案し、職員の給与について次のとおり所要の改定を行う必要があると判断した。

(1) 月例給

ア 給料表

行政職給料表については、人事院が勧告した行政職俸給表(一)に準じた給料表に改定するだけでは民間給与との較差がなお残ることから、当該給料表の各号給の額に一定の率を乗じた給料表に改定を行う必要がある。

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う必要がある。

また、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額について、所要の改定を行う必要がある。

イ 諸手当

初任給調整手当については、人事院勧告に準じて所要の改定を行う必要がある。

(2) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の年間支給割合との均衡を図るため、人事院勧告に準じて、支給月数を 0.05 月分引き上げ、4.70 月分とする必要がある。

また、支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、人事院勧告に準じて期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12 月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和 9 年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が 6 月期及び 12 月期で均等になるように定める必要がある。

なお、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる必要がある。

(3) 地域手当

地域手当については、人事院の報告に準じて所要の改定を行う必要がある。

(4) 宿日直手当

宿日直手当については、人事院勧告に準じて所要の改定を行う必要がある。

(5) 教員の給与

教員の給与について、国は本年度の義務教育費国庫負担金の予算において、次の見直しを行っている。

ア 教職調整額の引上げ対象とならない管理職員の本給改善

イ 休日等の部活動指導に従事する教師の処遇改善に向けた、教員特殊業務手当「部活動指導手当」の改善

ウ 全ての教師が特別支援教育に関わる必要がある背景を踏まえ、職務や勤務の状況に応じた職務と勤務状況の処遇に基づいた給料の調整額の見直し

こうした諸情勢を踏まえ、教員給与については、他の都道府県との均衡を図るとともに、適切に対処する必要がある。

(6) その他の事項

ア 本年、人事院は、転居を伴う転勤に係る経済的負担を軽減し、円滑な人事配置に資することを目的として、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする転居に関する手当の新設、及び広域的な異動に対する給与上のインセンティブを更に向上させるための、広域異動手当の支給割合の引上げについて勧告を行った。また、へき地等の生活が不便な場所に所在する官署への転居を伴う転勤を円滑化するため、特地勤務手当に準ずる手当の支給対象となる官署の指定基準を見直す報告を行った。本県においては、これらの内容について国や他の都道府県の動向等を注視していく。

イ 本年、人事院は、高度な政策の企画立案や調整等を行い各府省の政策決定等において中核的な役割を担っている本府省の事務次官級から課長級までの職員について、他の職員に先行して、職務・職責をより一層重視した給与体系の実現を目指すとしており、本県においては、その状況に留意する必要がある。

ウ 昨年の人事院報告で示された在級期間に係る制度の廃止、及びこれに関連する初任給制度等の諸制度の見直しについては、引き続き、他の都道府県の動向等を踏まえて検討していく必要がある。

8 公務運営の改善に関する課題

県職員は、県民の安全・安心な暮らしを守り、地域の発展や持続可能な社会の実現に向けて重責を担う県政推進の原動力であり、高い使命感や専門性などが求められている。

一方、社会経済情勢の急速な変化に伴い、県民ニーズは増大かつ複雑化・多様化しており、将来にわたって質の高い県民サービスを提供していくためには、職員が県民の視点に立ち、県民が望む姿の実現に向けて職務に取り組むとともに、安定的・継続的な人材確保と職員の資質向上が必要となっている。

しかしながら、全国的な人口減少・少子高齢化により、民間企業等との人材獲得競争が激化する中、本県においても職員採用試験の受験者数の確保に苦慮している。特に技術系職種の競争倍率は、平成 27 年の 4.1 倍から本年には 1.1 倍に低下し、採用必要数も令和 7 年度は 85.7%の充足率にとどまっている。早期退職者も増加傾向にあるなど公務の担い手不足が顕在化している。

また、大量退職に伴う採用者数の増加により、20 代、30 代の若手職員がここ 10 年で全体の 3 分の 1 から約半数に増加するなど、職員の年齢構成は大きく変化する

とともに、生活や業務に対する価値観が多様化している。

こうした状況の中、継続的に優秀な人材を確保、定着させ、資質向上を図るためには、本県では次の３点を柱として公務運営を進める必要がある。

第一に、「やりがいや成長を実感できる大分県庁」として、キャリア形成支援を充実・強化させるとともに、日々の業務で得られる学びや人事評価を通じた主体的な成長支援により、職員の能力を最大限に発揮できる環境を構築していくこと。

第二に、「働きやすい大分県庁」として、多様な働き方を選択できる制度や能力を発揮できる環境整備に取り組むとともに、デジタル行革による業務の効率化などにより、長時間労働を是正し、職員が魅力を感じ、働きやすい職場をつくること。

第三に、「選ばれる大分県庁」として、第一や第二の取組を通じて、職員がやりがい、成長、働きやすさを実感できる県庁づくりを進め、人材確保に向けて県職員の魅力の発信を強化していくこと。加えて、時代に応じた採用試験の在り方等を検討していくこと。

これらの取組は、県民サービスの維持向上、活力ある大分県の推進につながるものであり、任命権者は、公務運営に関する課題の解決に向けた取組を着実に進めるとともに、中・長期的な視点に立ち、職員の状況や社会情勢の変化を踏まえながら、時代に即した人事施策の策定・推進に取り組むことが重要である。

(1) やりがいや成長を実感できる大分県庁

ア 主体的な学びと成長の支援

若手職員を中心に自身のキャリア形成への関心が高まる中、一人ひとりの職員を重要な資本と捉える人的資本経営の観点からも、任命権者には、職員の自律的・主体的かつ継続的な学びや学び直しを行える環境を整備していくことが求められている。

任命権者は、職員が自らの能力を高め意欲を持って職務に取り組み、高い成果を発揮できるよう努めており、自治人材育成センター等での研修に加え、資格取得支援やオンライン研修の活用など、多様な学習機会を提供し、その内容も随時見直している。

また、知事部局では、職員の主体的な業務遂行や自発的な能力開発を支援するため、職員が将来目指すキャリアに必要な知識・能力などの明示や希望する職務を踏まえた人事配置、庁内公募制度による研修派遣や特別相談員との面談を通じたキャリア形成支援を促進している。さらに、国や他の地方公共団体・民間企業との交流、異なる職種間での配置ポストの入替え、専門機関や海外へ

の派遣など、人事交流や研修派遣を通じて幅広い視野や専門性を備えた人材を育成している。

今後も、任命権者においては、職員の主体的な学びを後押しする研修環境を一層充実させ、ライフステージの変化を踏まえたキャリア支援を強化し、多様な人材がやりがいを持って働ける体制を整備することが重要である。

なお、人材不足が深刻化する中、県と市町村が地域や組織の枠を越えてそれぞれの資源を融通し、連携・協働していくことも重要であり、それぞれのニーズを捉えた研修の充実や新たな取組の検討も求められている。

イ 成長へとつながる人事評価

人事評価制度は、職員が発揮した能力と挙げた業績を客観的かつ公正・公平に評価するだけにとどまらず、その評価結果を正しく伝えることにより、職員のモチベーションを向上させ、成長にも大きく寄与し、組織全体を活性化させる有効なツールである。このため、任命権者は、制度の客観性・公正性の向上に向けて、評価者・被評価者双方に評価制度の内容や評価のポイントを分かりやすく周知していく必要がある。

また、人事評価の実施に当たっては、所属長との面談などのコミュニケーションを通じて業務目的や目標を共有し、効果的・着実な進捗を図ることで職員の育成につなげるとともに、職員の考え方や努力した点などもきめ細かに把握することが求められる。さらに、評価結果を正しく伝えることにより、職員が自らの強みや弱みを認識し、行動変容へつなげることも重要である。特に、被評価者に対する助言や指導を丁寧に行うことで、職員の成長支援や納得感に結び付けることが期待される。

あわせて、職員が評価結果に納得できない場合等には、職員からの相談・意見・苦情を受け付ける相談窓口の活用もしつつ、任命権者において、丁寧かつ十分な説明を行い、当該職員の納得が得られるよう、迅速・適切な解決に向けて最大限の努力を尽くすことが重要である。

今後も、任命権者においては、人事評価の結果に対するフィードバック及び相談体制の一層の充実などを通じ、職員が納得感を持てる制度とすることにより、能力開発やモチベーションの向上を促し、県政を支える職員の成長へとつなげていくことが必要である。

ウ 多様な人材の活躍

複雑化・多様化する県民ニーズに対応するためには、性別や障がいの有無、年齢などに関わりなく、それぞれの経験を活かし、多様な職員が活躍できる環

境整備が重要である。

女性職員について、知事部局では、「大分県特定事業主行動計画」（「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく特定事業主行動計画）において、課長級以上の職員に占める女性の割合 15.5%（令和 10 年度）を目標と定めているが、この目標数値に対する令和 8 年度の実績は、12.7%となっている。目標達成に向けては、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）にとらわれないことや、ハラスメントの防止の徹底など、男女が共に安心して働くことができる職場環境づくりが重要である。任命権者においては、引き続き、全ての職員の意識改革を推進していくとともに、職員があらゆる分野でその能力を十分に発揮できるよう、若い年代からの幅広い職務経験や育休職員への研修受講機会の提供など、中・長期的な視点に立った人材育成・キャリア形成支援を行うことが必要である。

障がい者雇用については、これまでも、障がいの区分なく採用試験を受験できる環境の整備や年齢制限の緩和などを実施してきたところである。本年 7 月の法定雇用率引上げを踏まえ、任命権者においては計画的な採用に努めるとともに、職員の理解を深める研修や職場支援員による定着支援、執務環境のバリアフリー化などを推進していく必要がある。

高齢期職員については、定年が段階的に 65 歳まで引き上げられる中、面談等を通じ希望と職場ニーズを調整し、モチベーションを維持しつつ、その能力や長年培ってきた経験を活かすことができる人事管理や職場の環境づくりに努めることが求められる。

なお、国は、令和 13 年度の定年引上げ完成に向け、給与水準を含む人事管理に関する制度について一体的な検討を進めることから、本県においても、その動向を注視する必要がある。

また、近年、民間企業等での社会人経験を有する職員の採用も増えている。多様な経験や専門性を有していることから、その能力や知見を存分に発揮できるよう、採用後の研修、配置や定着支援などに配慮することが大切である。

会計年度任用職員については、国において、本年 10 月から任期が相当長期にわたる非常勤職員に対し、扶養手当及び住居手当に相当する給与の支給に努めることとされたことから、本県においても、国や他の都道府県の動向等に留意しながら、所要の検討を行うことが必要である。

多様な人材が活躍している組織は、変化する環境や行政ニーズに対して柔軟な対応が可能となる。任命権者においては、全ての職員が、アンコンシャス・バイアスにとらわれず、職員の多様性を尊重し、やりがいや成長を実感できる組織を築いていく必要がある。

(2) 働きやすい大分県庁

ア 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の健康保持、仕事と家庭の両立、意欲的に勤務できる環境の確保、さらには人材確保の観点からも最重要課題である。本委員会としても、毎年の報告においてその必要性を繰り返し指摘してきた。

このような中、知事部局の令和7年度実績は、

- ①月の時間外勤務時間が80時間超の職員は延べ99名（R6:291名）、
- ②年の時間外勤務時間が720時間超の職員は12名（R6:47名）、
- ③月の時間外勤務時間が45時間を超える回数が年7回以上の職員は39名（R6:91名）であった。いずれの項目も前年度を下回っているが、長時間労働に関する課題は依然として継続している。

任命権者は、昨年6月に「大分県庁働き方改革基本方針」の見直しを行い、時間外勤務に関する数値目標として、長時間勤務職員数（月80時間超）0人などを掲げ、長時間労働の是正に取り組むこととしており、実効性のある取組が強く求められる。このため、任命権者においては、前例にとらわれず、真に職員の負担軽減につながる業務改善や業務スクラップを積極的に進める必要がある。業務改善を一層効果的に進めるためには、DXの推進が重要となることから、任命権者には、データや生成AIの利活用などデジタル行革による業務の効率化を進めることが求められる。

加えて、任命権者においては、管理監督者に対し、自らの責務を改めて自覚させるとともに、日常的に職員との意思疎通を図り、相談しやすい明るく風通しの良い職場づくりを促すことが不可欠である。管理監督者においては、常に職員の勤務状況に留意し、勤務時間管理システム等を活用して勤務時間や業務量を的確に把握し、特定の職員に過度な負担が集中しないよう、業務の平準化を徹底させることも必要である。また、管理監督者は、強いリーダーシップのもと、職員に対し、常に業務改善の意識を持ち、計画的な時間配分を行いながら、効率的かつ効果的に業務を遂行するよう指導することが求められる。

なお、人事院は、本年8月に、職員の総実勤務時間を縮減する観点から、休日や週休日に勤務を命じる必要がある場合、職員が勤務した時間と同じ時間だけ休息できるよう、代休日の指定及び週休日の振替等を、1日又は4時間単位に限らず行うことを可能とする関係法令の改正を勧告したところである。本県においても、国や他の都道府県の動向等に留意しながら、所要の検討を行うことが必要である。

任命権者においては、これらの取組を進めても、なお長時間労働の是正が困難な場合には、その要因を分析・検証し、業務量に応じた適正な職員配置に努めることが重要である。

本委員会としても、労働基準監督機関としての役割を適切に果たすべく、時間外勤務命令の上限運用や勤務実態の調査を継続し、長時間労働の是正に向けた取組を着実に推進していく。

イ 教職員の負担軽減

学校現場を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、教員の勤務実態は一層厳しさを増している。また、教員確保の厳しい状況も続いていることから、学校における働き方改革を推進していくことは極めて重要である。教職員の研修・会議等の精選・縮減や ICT の活用による業務改善などの取組により、県立学校教職員の平均時間外在校等時間は減少傾向にあるものの、長時間勤務の抜本的な改善には至っていない。

このような中、昨年 6 月に成立した公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律において、教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するため「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定や、その実施状況の公表等が新たに義務付けられた。県教育委員会においても、本年 2 月に「大分県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定、公表し、長時間勤務の縮減や健康確保に関する目標を設定し、学校における働き方改革を推進することとしている。

県教育委員会においては、チーム学校の実現、部活動改革や ICT の活用による業務改善など、同計画に基づき、多岐にわたる教職員の負担軽減策を、市町村教育委員会や関係機関等と連携・協力しながら着実に取り組んでいくことが重要である。

これらを進めることで、教職員一人ひとりが負担軽減を実感できるような抜本的な改善が行われるとともに、教職員が健全かつ持続的に職務を遂行できる職場環境が整備され、また、安定的な人材の確保、教育の質の向上にも資することが期待される。

今後とも、教職員を取り巻く環境整備に係る国の動向等を注視し、県教育委員会をはじめ、本県においても適切に対応していく必要がある。

ウ 時代に即した働き方の推進

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、それに応じた勤務環境の整備が求められている。職員一人ひとりの事情に応じた柔軟な働き方や、

職員の自己実現等につながる人事制度を整備していく必要がある。このような取組は学生の関心も高いことから、人材確保を図る上でも有効である。

本県では、かねてより時差通勤制度、サテライト・オフィス、在宅勤務制度が活用されてきたところであり、さらに今年度からはフレックスタイム制度を本格実施するなど、柔軟な働き方の推進に取り組んでいる。

知事部局では、効率的かつ多様で質の高い働き方を実現するため、オフィス改革を推進しており、執務室のオープンフロア化やフリーアドレスを見据えたオフィス家具の整備等による執務環境の刷新に取り組んでいる。さらに、働き方の見直しの一環として、生成 AI やデジタルツールを最大限に活用し、日常業務の効率化やコミュニケーションの円滑化を図る「スマートワークルール」の理解促進と実践にも取り組んでいる。

また、任命権者において、社会貢献活動等の兼業・副業については、公務の中立性や許可制の趣旨との整合を図りつつ、職員の自発性や健康の確保に留意して、柔軟かつ現実的な運用となるよう検討する必要がある。

任命権者には、こうした制度の周知徹底のほか、職員による積極的な活用を促進し、公私のバランスを保ちながら能力を十分に発揮できる働きやすい職場環境づくりを一層推進していくことが求められる。

エ 仕事と生活の両立支援

全職員一人ひとりが、性別にかかわらず、それぞれのライフステージに応じて能力を発揮し、仕事と家庭生活の両立を図りながら、安心して働き続けることができる職場環境の実現が求められている。その一つとなる男女が共に育児を担う「共育て」を推進するためには、性別を問わず育児に参画する職場文化を根付かせることが重要である。そのような意識が定着すれば、効率的な業務遂行や定時退庁の徹底、ひいては長時間労働の是正につながるほか、休暇の取得・テレワーク・短時間勤務など多様な制度活用の契機となり、柔軟な働き方の推進を後押しすることとなる。

令和 8 年 4 月から 5 年間を計画期間として、同年 3 月に策定した大分県特定事業主行動計画（第 5 期）では、男性職員の育児休業取得率を 100%（教育委員会は 85%）とする目標を掲げている。

なお、令和 7 年度の実績は、知事部局等 98.9%（前年度 91.7%）、警察本部 49.4%（同 51.5%）、教育委員会 52.3%（同 33.3%）となっている。

育児に限らず介護支援策についても、職員が利用しやすい環境を構築することが不可欠である。全職員がワーク・ライフ・バランスの意義を理解し、所属

長をはじめとする管理監督者が率先して意識啓発に努め、職場全体で支援体制を整えることが必要である。

なお、人事院は、本年８月に、育児や介護に限らず、様々な事情を抱える職員が継続して活躍できるよう、全ての職員を対象に、公務の運営に支障がない場合において、休暇の取得事由を問わず、無給で年間７日まで取得できる「無給休暇」を新設するよう関係法令の改正を勧告したところである。本県においても、国や他の都道府県の動向等に留意しながら、所要の検討を行うことが必要である。

オ 職員の健康管理

職員が心身ともに健康であることは、職員本人やその家族にとって大切なことであり、職員が安心して公務に専念し、その持てる能力を十分に発揮するためにも重要である。しかしながら、精神疾患による休職者は、本年４月時点で74名と、昨年度と比べて減ってはいるが、５年前の約1.3倍であり、任命権者においては、職員のセルフケア力を高める取組や復職に向けた支援などの充実が必要である。また、定期健康診断の有所見率（「要経過観察」以上）は7割を超え、メタボリックシンドロームやその予備群も依然として多く、任命権者において、生活習慣病の発症や重症化を予防する取組も不可欠である。

こころの健康については、予防・早期発見・早期対応を可能にする重層的な仕組みを整え、職場復帰支援や再発防止策を強化することが求められる。加えて、任命権者におけるSNSや外部相談窓口の活用により、年代を問わず誰もが利用しやすい環境を整備し、管理職による積極的な声かけや目配りを徹底することが不可欠である。

身体健康管理については、任命権者において、若年期から継続的な健康づくりを推進し、生活習慣改善を促す保健指導や啓発を強化することで、職員の健康意識やセルフケア力の向上を図ることが一層求められている。

長時間労働は、心身の健康保持に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、任命権者は、やむを得ず長時間労働を行った者に対し、産業医による面談など適切な措置を講じる必要がある。また、災害対応など負担が集中する場合は、メンタルヘルス対策など職員の健康管理をよりきめ細かく行う必要がある。

任命権者においては、衛生委員会等を活用し、健康管理や長時間労働に関する議論を深め、快適な職場環境と安全確保を図ることも重要である。本委員会

としても、労働基準監督機関として、引き続き任命権者と連携しつつ、労働安全衛生に関する取組を一層推進していく。

カ ハラスメントの対策支援

職場のハラスメントは、職員の尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為であり、能力発揮を妨げるだけでなく、周囲の職員にも精神的苦痛を与え、組織全体の公務能率低下や人材損失につながる看過できない重大な課題である。

本県では、職員ハラスメント防止要綱や運用マニュアルに基づき、対応手順や留意事項を明確にし、研修や啓発活動などを行っているが、職場内のハラスメントは当事者間での解決が困難であることから、組織的な対応や外部支援が不可欠である。

任命権者においては、今後は、ゼロ・ハラスメントの実現を目指し、研修・啓発を強化するとともに、相談窓口の複数化や匿名化、外部委託の活用など、これまで以上に相談しやすい環境を整備し、迅速な解決につなげていくことが求められる。

特に社会的関心が高まっているカスタマーハラスメントについて、知事部局においては、被害を受けた職員が過去5年間で1,104名に上っていたことを踏まえ、昨年1月、対応マニュアルを策定した。また、昨年6月の民間労働法制の改正により、本年10月から、顧客等の言動から労働者を守るため、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務付けられることとなった。こうした状況も踏まえ、任命権者においては、相談体制の整備・周知、発生後の迅速かつ適切な対応や抑止のための措置を行うとともに、過度な要求に対して、組織として適切に対応していく必要がある。

ハラスメントは、職員の人権に関わる重大問題である。任命権者は、そのことを強く認識し、予防・対応・再発防止の取組を進め、職員の勤労意欲と心身の健康を守り、質の高い行政サービスを提供するためにも、安心して働ける職場環境を確保していかなければならない。

(3) 選ばれる大分県庁

ア 県職員の魅力発信の取組強化

民間企業等との人材獲得競争が激化する中、県職員を目指す若者は年々減少しており、就職先として県庁が選ばれるような取組が引き続き求められる。本委員会でも、学生等に対して、県職員として働くやりがいや仕事を通じた成長、職場環境の改善状況などを伝え、その理解を通じて興味・関心を高めることが

重要である。

そのためには、まず、任命権者において、県庁で働く全ての職員が、職務を通じて得たやりがいや成長、働きやすさなどを実感できるよう、働きやすい県庁づくりを更に進め、公務の魅力を高めていく必要がある。

その上で、任命権者と本委員会が連携の上、インターンシップなど職員が公務の魅力を直接伝える機会や若者に訴求力のある SNS の活用により、県職員になりたい職業として認知してもらう必要がある。

特に、就職先として公務員を意識し始めるのは、高校生から本格的な就職活動が始まる前の大学2年生までが多いとされており、人材確保に向けてこの年齢層を対象とした情報発信に引き続き取り組むことが重要である。

なお、本委員会においては、今年度から SNS を活用し、職員の日常や業務を紹介する動画等の配信を拡充するなど、県職員の魅力発信を強化している。

今後も、本委員会は任命権者と連携し、人材確保に向けて、県職員の魅力発信に積極的に取り組んでいく。

イ 多様で優秀な人材確保

複雑化・多様化する県民ニーズに対応していくためには、県職員への志望者を増やし、受験しやすい試験を実施することに加えて、多様な経験、専門性を持った人材を確保していくことが重要である。

本県では、これまでも時代の変化を踏まえ、採用試験の見直しに鋭意取り組んできた。その一つが、先行実施枠試験の導入である。当試験は、民間企業との併願者も取り込めるよう基礎能力試験を取り入れ、全国各地で受験可能なテストセンター方式で実施しており、直近では、行政職の対象年齢を引き上げることで、既卒者等へも受験機会を拡大した。また、企業での勤務経験により培われた広い視野や柔軟な発想力を持った人材を広く募集することで、社会人経験者枠試験では受験者が増えている試験区分も見られる。さらに、採用必要数の確保が難しくなっている技術系職種では、更なる受験者確保につなげるため、自身の専門性をアピールする技術面接の実施職種を拡大するなどの見直しを行っている。

しかしながら、長年にわたり採用必要数を確保できていない総合土木等の技術系職種の確保に当たっては、任命権者において、効果的な選考方法や職場環境の整備、処遇改善などに向けた取組がより必要となっている。

今後も、本委員会は多様で優秀な人材確保に向けて、就職情勢の変化を捉えながら、受験者の利便性向上や受験機会の拡大を図るなど、採用試験の在り方

を継続的に見直すとともに、国や他の都道府県等の取組も参考にし、より多くの人材が受験しやすい環境を整備していく。また、任命権者も確保に向けてあらゆる方向から検討していくことが必要である。

(4) 公務員倫理の保持

県政を推進する上では、県民の信頼を確保することが最も重要であり、職員は、常に公務員としての自覚と節度を保ちつつ、勤務時間の内外を問わず信用を失墜することのないように自戒する必要があるが、依然として一部の職員による不祥事が発生している。

任命権者は、不祥事の根絶に向け、職場での指導や研修などを通じて、職員に対して、法令遵守及び服務規律の保持の徹底を図り、県民全体の奉仕者であることの自覚を促し、県職員としての誇りと高い倫理観・使命感を醸成することが重要である。

9 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的とし、地方公務員法に定める情勢適応の原則や均衡の原則に則ったものとして、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

職員の使命は、県民の期待と信頼に応えることであり、日常の業務に真摯に取り組むことはもとより、災害など不測の事態が相次ぐ今日にあっては、一層の使命感と熱意を持ち、迅速かつ的確に対応することが求められている。

こうした中、職員は時代の要請や社会潮流の変化に対応しつつ、頻発する自然災害への突発的な対応業務等にも精力的に従事している。「安心」「元気」「未来創造」の大分県づくりのため、それぞれの職場で高い士気を保持し、困難な諸課題に粘り強く取り組んでいる。

人事委員会の勧告を通じて、職務に精励する職員に適正な給与を支給することは、職員の努力と実績に報いるとともに、県民サービスの維持向上に向けて、人材確保を図る上でも重要である。さらに、組織活力の向上や労使関係の安定等を通じて、行政の効率的かつ持続的な運営にも寄与するものである。

議会及び知事におかれては、このような人事委員会勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

令和8年 人事院勧告・報告の概要

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務	2. 働きやすさと成長が両立する公務	3. 誰もが挑戦できる開かれた公務
◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格 【令和9年夏に具体的な内容を報告】 ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとられない勤務を可能とする制度の導入 ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し	◆ 転勤の経済的負担の軽減 ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設 ◆ 働きやすい環境の整備 ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大 ◆ 柔軟な働き方の推進 ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設 ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化 ◆ 「成長できる職場」の整備 ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成	◆ 採用試験等の見直し ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入 【対象】 ・令和9年度経験者採用試験 ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】 ・令和11年春の総合職全区分【予定】 ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大 ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進 ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用
4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務		
◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進 ～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～ ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透		国家公務員行動規範 ➢ 「国民を第一」に考えた行動 ➢ 「中立・公正」な立場での職務遂行 ➢ 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ 【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
 - ※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)

民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ (総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善 (行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- 転居に関する手当の新設 【令和9年4月実施】

転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設 (距離区分に応じて手当額を設定)

例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円【単身赴任者は約49万円】

※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- 広域異動手当の支給割合の引上げ 【令和8年4月実施】

広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ (距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月 (期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- 特定任期付職員の勤勉手当の見直し 【令和9年4月実施】

高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保 (最高で年間約3,380万円)

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

別紙第 2

勸 告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 教育職給料表（一）

(1)による改定後の教育職給料表（一）の備考（二）は、「この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 15,500 円を、その職務の級が 4 級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7,700 円をそれぞれ加算した額とする。」とすること。

(3) 教育職給料表（二）

(1)による改定後の教育職給料表（二）の備考（二）は、「この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 15,700 円を、その職務の級が 4 級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 8,100 円をそれぞれ加算した額とする。」とすること。

(4) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を 418,600 円とすること。

(イ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占めるものに対する支給月額の限度を 52,600 円とすること。

イ 宿日直手当について

勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は 5,000 円、医師又は歯科医師の宿日直勤務は 24,000 円、人事委員会が定める特殊な業務を主とする宿日直勤務又は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの期間における宿日直勤務は 8,000 円とすること。

ウ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 令和 8 年 12 月期

a 特定管理職員以外の職員

期末手当の支給割合を 1.2875 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7375 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.0875 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5375 月分）とすること。

b 特定管理職員

期末手当の支給割合を 1.0875 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6375 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.2875 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6375 月分）とすること。

(イ) 令和 9 年 6 月期以降

a 特定管理職員以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.275 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.725 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.075 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.525 月分）とすること。

b 特定管理職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.075 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.625 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.275 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.625 月分）とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当について

ア 令和 8 年 12 月期

期末手当の支給割合を 0.9875 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.9125 月分とすること。

イ 令和 9 年 6 月期以降

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.975 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.9 月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和8年12月期

期末手当の支給割合を1.8月分とすること。

イ 令和9年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.775月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。ただし、1の(4)のウの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては、令和8年12月1日から、1の(2)及び(3)については、令和9年1月1日から、1の(4)のウの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては、令和9年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職 員 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	206,000	252,400	287,200	321,900	345,700	380,900	435,900	488,500	543,700
	2	207,200	253,700	288,200	323,400	347,500	382,600	437,800	493,800	550,400
	3	208,400	255,100	289,200	324,800	349,300	384,200	439,700	498,700	555,500
	4	209,500	256,500	290,300	326,200	351,100	385,800	441,500	503,300	559,700
	5	210,600	257,900	291,300	327,600	352,800	387,400	443,400	507,300	563,100
	6	212,300	259,300	292,300	328,800	354,600	389,200	445,200	510,800	566,400
	7	213,900	260,700	293,300	329,900	356,400	390,700	447,000	513,700	569,300
	8	215,500	262,200	294,300	331,100	358,000	392,300	448,800	516,200	571,800
	9	217,000	263,600	295,300	332,400	359,600	393,600	450,400	518,200	573,800
	10	218,700	264,800	296,400	334,000	361,300	395,200	451,900		
	11	220,300	266,100	297,400	335,700	363,000	396,800	453,400		
	12	221,900	267,400	298,400	337,300	364,700	398,300	455,000		
	13	223,400	268,600	299,400	338,800	366,200	400,300	456,500		
	14	225,100	269,800	300,700	340,400	367,800	402,200	457,800		
	15	226,800	271,100	302,000	342,100	369,400	404,100	459,100		
	16	228,500	272,300	303,200	343,700	370,900	405,900	460,300		
	17	229,700	273,400	304,500	345,300	372,300	407,400	461,500		
	18	231,300	274,500	305,800	347,000	374,000	409,200	462,800		
	19	232,900	275,600	307,100	348,700	375,600	410,900	464,100		
	20	234,500	276,700	308,300	350,300	377,200	412,500	465,300		
	21	236,000	277,600	309,400	351,700	378,300	414,200	466,500		
	22	237,600	278,600	310,600	353,400	379,800	415,600	467,300		
	23	239,200	279,600	311,900	355,100	381,300	417,000	468,100		
	24	240,800	280,600	313,200	356,700	382,800	418,400	468,900		
	25	242,400	281,600	314,500	357,900	384,500	419,800	469,500		
	26	244,100	282,500	315,600	359,800	386,300	421,000	470,100		
	27	245,400	283,300	316,600	361,500	387,900	422,200	470,700		
	28	246,700	284,200	317,700	363,100	389,600	423,200	471,300		
	29	248,000	285,000	318,900	364,600	391,000	424,300	472,000		
	30	249,100	285,800	320,100	366,200	392,300	425,500	472,800		
	31	250,200	286,700	321,300	367,800	393,500	426,600	473,200		
	32	251,300	287,400	322,500	369,400	394,900	427,800	473,900		
	33	252,400	288,200	323,700	371,100	396,000	428,500	474,400		
	34	253,300	289,000	325,000	373,000	396,900	429,200	474,800		
	35	254,200	289,900	326,400	374,800	397,900	429,800	475,200		
	36	255,200	290,500	327,700	376,600	398,900	430,500	475,600		
	37	256,200	291,200	329,000	378,100	399,700	431,100	476,000		
	38	257,100	292,000	330,300	379,500	400,700	431,700	476,300		
	39	258,000	292,700	331,600	380,900	401,600	432,200	476,600		
	40	258,800	293,400	332,900	382,300	402,400	432,600	476,900		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	259,600	294,100	334,300	383,800	403,200	433,000	477,200		
	42	260,200	294,900	335,500	384,600	404,000	433,200	477,500		
	43	260,800	295,600	336,700	385,500	404,800	433,500	477,800		
	44	261,400	296,300	337,800	386,500	405,500	433,800	478,100		
	45	262,100	297,000	338,700	387,400	406,200	434,100	478,400		
	46	262,700	297,700	339,900	388,500	406,900	434,400			
	47	263,300	298,400	341,100	389,400	407,600	434,700			
	48	263,900	299,000	342,400	390,400	408,300	435,000			
	49	264,400	299,700	343,500	391,300	408,800	435,200			
	50	265,000	300,400	344,800	392,000	409,400	435,500			
	51	265,600	301,100	346,000	392,700	410,000	435,700			
	52	266,100	301,800	347,200	393,300	410,700	436,000			
	53	266,500	302,300	348,500	393,700	411,100	436,200			
	54	266,900	303,000	349,500	394,300	411,700	436,500			
	55	267,200	303,600	350,600	394,900	412,300	436,800			
	56	267,500	304,300	351,700	395,600	412,800	437,100			
	57	267,800	304,900	352,400	395,900	413,200	437,300			
	58	268,100	305,500	353,300	396,600	413,800	437,600			
	59	268,400	306,100	354,000	397,300	414,400	437,900			
	60	268,700	306,900	354,800	397,900	414,900	438,100			
	61	269,000	307,500	355,600	398,200	415,300	438,300			
	62	269,300	308,000	356,000	398,700	415,800	438,600			
	63	269,600	308,500	356,500	399,300	416,300	438,900			
	64	269,900	308,900	357,200	400,000	416,900	439,100			
	65	270,200	309,400	358,000	400,300	417,200	439,300			
	66	270,500	309,900	358,700	400,900	417,600	439,600			
	67	270,800	310,300	359,400	401,600	417,900	439,900			
	68	271,100	310,800	360,000	402,200	418,300	440,100			
	69	271,400	311,200	360,500	402,600	418,600	440,300			
	70	271,700	311,700	361,100	403,100	418,900	440,600			
	71	272,000	312,100	361,600	403,700	419,200	440,900			
	72	272,300	312,600	362,200	404,200	419,400	441,100			
	73	272,600	313,000	362,500	404,700	419,600	441,300			
	74	272,900	313,400	363,000	405,300	419,900				
	75	273,200	313,700	363,300	405,700	420,200				
	76	273,500	314,000	363,700	406,000	420,400				
	77	273,800	314,200	364,100	406,400	420,600				
	78	274,100	314,500	364,600	406,900	420,900				
	79	274,400	314,700	365,100	407,300	421,200				
	80	274,700	315,000	365,600	407,700	421,400				
	81	275,000	315,200	365,900	408,100	421,600				
	82	275,300	315,400	366,300	408,600	421,900				
	83	275,600	315,700	366,700	409,000	422,200				
	84	275,900	315,900	367,100	409,400	422,400				
	85	276,200	316,200	367,400	409,700	422,600				
	86	276,500	316,400	367,800	410,200	422,900				
	87	276,800	316,700	368,200	410,600	423,200				
	88	277,100	317,000	368,600	411,000	423,400				

	89	277,400	317,400	368,800	411,300	423,600				
	90	277,700	317,700	369,200	411,800					
	91	278,000	318,000	369,600	412,200					
	92	278,300	318,300	370,000	412,600					
	93	278,600	318,500	370,200	412,900					
	94		318,700	370,500						
	95		319,000	370,900						
	96		319,400	371,200						
	97		319,600	371,500						
	98		319,900	371,900						
	99		320,200	372,400						
	100		320,600	372,800						
	101		320,800	373,300						
	102		321,100	373,700						
	103		321,400	374,100						
	104		321,700	374,500						
	105		321,900	375,000						
	106		322,200	375,400						
	107		322,500	375,700						
	108		322,800	376,000						
	109		323,000	376,400						
	110		323,300							
	111		323,700							
	112		324,000							
	113		324,200							
	114		324,400							
	115		324,700							
	116		325,100							
	117		325,300							
	118		325,500							
	119		325,800							
	120		326,100							
	121		326,400							
	122		326,600							
	123		326,900							
	124		327,200							
	125		327,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		219,600	248,500	293,500	315,900	332,800	360,800	406,900	444,000	501,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

研究職給料表

職 員 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	206,500	257,900	352,100	403,600	478,300
	2	207,700	262,300	354,100	405,000	488,600
	3	208,900	265,100	356,100	406,400	498,300
	4	210,000	267,900	358,000	407,800	508,200
	5	211,100	270,500	360,000	409,200	518,200
	6	213,300	272,300	362,000	410,600	528,200
	7	215,400	273,800	364,000	411,900	536,900
	8	217,500	275,300	365,900	413,300	544,900
	9	219,600	276,800	367,800	414,700	552,700
	10	221,700	278,800	369,400	416,200	559,800
	11	223,700	280,800	371,000	417,600	565,100
	12	225,700	282,700	372,700	419,000	569,700
	13	227,700	284,700	374,300	420,200	572,700
	14	229,600	286,900	375,400	421,700	574,700
	15	231,500	289,100	376,400	423,200	
	16	233,300	291,400	377,400	424,700	
	17	235,100	293,600	378,700	426,200	
	18	236,900	295,900	379,900	427,900	
	19	238,700	298,300	381,100	429,500	
	20	240,500	300,700	382,300	431,200	
	21	242,400	303,000	383,500	432,400	
	22	244,200	305,200	384,700	433,800	
	23	245,900	307,300	385,800	435,200	
	24	247,600	309,400	386,800	436,500	
	25	249,300	311,500	387,900	437,800	
	26	251,400	313,400	388,900	439,100	
	27	253,300	315,300	389,800	440,600	
	28	255,200	317,300	390,800	442,100	
	29	257,100	319,200	391,700	443,300	
	30	258,300	320,700	392,400	444,500	
	31	259,400	322,300	393,200	446,100	
	32	260,500	323,800	393,900	447,600	
	33	262,000	325,300	394,500	448,900	
	34	263,300	326,800	395,200	450,300	
	35	264,700	328,300	395,900	451,700	
	36	266,100	329,800	396,700	453,100	
	37	267,500	331,200	397,400	454,500	
	38	269,000	332,200	398,100	456,000	
	39	270,500	333,100	398,900	457,400	
	40	272,100	333,900	399,600	458,800	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	273, 500	334, 600	400, 500	459, 900
	42	274, 800	335, 100	401, 600	461, 200
	43	276, 200	335, 600	402, 800	462, 600
	44	277, 600	336, 000	404, 000	463, 900
	45	279, 100	336, 400	404, 700	464, 700
	46	280, 400	336, 900	405, 700	465, 500
	47	281, 700	337, 400	406, 500	466, 400
	48	282, 900	337, 800	407, 200	467, 300
	49	284, 100	338, 200	407, 900	468, 100
	50	285, 200	338, 600	408, 600	468, 900
	51	286, 300	339, 000	409, 200	469, 500
	52	287, 400	339, 500	409, 800	470, 300
	53	288, 400	339, 900	410, 400	470, 700
	54	289, 600	340, 300	411, 100	471, 300
	55	290, 600	340, 700	411, 900	471, 800
	56	291, 600	341, 100	412, 700	472, 300
	57	292, 600	341, 500	413, 300	472, 800
	58	293, 300	341, 800	414, 100	
	59	293, 800	342, 200	414, 800	
	60	294, 400	342, 600	415, 500	
	61	295, 000	343, 000	416, 100	
	62	295, 600	343, 500	416, 800	
	63	296, 200	344, 100	417, 400	
	64	296, 800	344, 600	418, 100	
	65	297, 400	345, 100	418, 800	
	66	297, 900	345, 700	419, 400	
	67	298, 500	346, 200	420, 000	
	68	299, 000	346, 800	420, 700	
	69	299, 600	347, 300	421, 400	
	70	300, 300	347, 800	421, 900	
	71	300, 900	348, 200	422, 500	
	72	301, 500	348, 800	423, 100	
	73	302, 200	349, 300	423, 600	
	74	302, 800	349, 800	424, 200	
	75	303, 400	350, 400	424, 800	
	76	304, 100	351, 100	425, 300	
	77	304, 800	351, 700	425, 800	
	78	305, 500	352, 100	426, 300	
	79	306, 200	352, 800	426, 800	
	80	306, 700	353, 500	427, 600	
	81	307, 300	354, 100	428, 000	
	82	308, 000	354, 800	428, 500	
	83	308, 700	355, 400	429, 000	
	84	309, 300	356, 000	429, 700	
	85	309, 800	356, 500	430, 100	
	86	310, 500	357, 000		
	87	311, 200	357, 400		
	88	311, 800	357, 700		

	89	312,300	358,000			
	90	312,900	358,500			
	91	313,600	358,800			
	92	314,200	359,200			
	93	314,800	359,500			
	94	315,300	359,800			
	95	315,900	360,200			
	96	316,400	360,600			
	97	316,700	361,100			
	98	317,200	361,600			
	99	317,600	362,100			
	100	318,100	362,600			
	101	318,500	363,100			
	102	318,800	363,600			
	103	319,100	364,000			
	104	319,400	364,500			
	105	319,800	364,900			
	106	320,100	365,300			
	107	320,500	365,800			
	108	320,800	366,200			
	109	321,000	366,700			
	110	321,400	367,100			
	111	321,700	367,500			
	112	321,900	367,900			
	113	322,200	368,400			
	114	322,500	368,800			
	115	322,800	369,200			
	116	323,100	369,600			
	117	323,300	370,100			
	118	323,600	370,500			
	119	323,800	370,900			
	120	324,100	371,300			
	121	324,400	371,700			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		251,100	297,700	325,800	373,100	437,500

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(一)

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	318,500	431,700	488,700	586,100
	2	320,900	434,400	490,700	592,200
	3	323,200	437,100	492,600	597,400
	4	325,400	439,700	494,500	602,100
	5	327,600	442,200	496,000	606,400
	6	331,100	444,400	497,700	610,700
	7	334,600	446,400	499,500	614,100
	8	338,100	448,500	501,300	617,000
	9	341,700	450,600	503,100	619,500
	10	345,300	452,200	504,800	621,900
	11	348,800	453,800	506,600	
	12	352,300	455,500	508,400	
	13	355,800	457,100	510,300	
	14	359,300	458,600	512,000	
	15	362,800	460,100	513,800	
	16	366,300	461,500	515,600	
	17	369,700	462,900	517,400	
	18	373,000	464,400	519,300	
	19	376,300	465,900	521,200	
	20	379,500	467,300	523,100	
	21	382,800	468,600	525,000	
	22	386,100	470,100	526,700	
	23	389,300	471,500	528,500	
	24	392,400	472,900	530,300	
	25	395,600	474,300	531,900	
	26	398,000	475,700	533,700	
	27	400,500	477,000	535,500	
	28	402,700	478,300	537,000	
	29	404,700	479,700	538,500	
	30	406,400	481,000	540,200	
	31	408,100	482,400	542,000	
	32	409,900	483,900	543,700	
	33	411,700	485,200	545,200	
	34	413,500	486,500	546,500	
	35	415,100	487,800	547,800	
	36	416,600	489,200	549,100	
	37	418,100	490,600	550,100	
	38	419,500	492,200	551,400	
	39	420,900	493,800	552,700	
	40	422,300	495,300	554,000	

41	423, 800	496, 900	555, 000
42	424, 600	498, 100	555, 800
43	425, 300	499, 100	556, 600
44	426, 000	500, 100	557, 400
45	426, 800	500, 900	558, 300
46	427, 500	501, 800	559, 100
47	428, 100	502, 700	559, 900
48	428, 600	503, 500	560, 600
49	429, 100	504, 200	561, 400
50	429, 500	504, 900	562, 200
51	430, 000	505, 600	562, 900
52	430, 400	506, 200	563, 800
53	430, 800	506, 800	564, 700
54	431, 100	507, 500	565, 600
55	431, 400	508, 100	566, 500
56	431, 800	508, 700	567, 400
57	432, 100	509, 000	568, 200
58	432, 400	509, 600	569, 000
59	432, 700	510, 300	569, 800
60	433, 000	511, 000	570, 500
61	433, 400	511, 400	571, 300
62	433, 700	512, 000	572, 200
63	434, 000	512, 700	573, 100
64	434, 300	513, 400	574, 000
65	434, 600	513, 800	574, 800
66		514, 400	575, 700
67		515, 000	576, 600
68		515, 500	577, 500
69		516, 000	578, 300
70		516, 500	579, 200
71		517, 000	580, 100
72		517, 500	581, 000
73		517, 900	581, 800
74		518, 400	
75		518, 800	
76		519, 200	
77		519, 700	
78		520, 300	
79		520, 800	
80		521, 200	
81		521, 700	
82		522, 300	
83		522, 900	
84		523, 400	
85		523, 900	

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 340,700	円 387,600	円 448,100	円 530,100

備考 この表は、医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職 の 分	員 区	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円	円	円
		1	211,300	250,500	285,500	304,800	338,800	386,400	442,200
		2	213,500	251,800	286,300	305,600	340,300	388,100	444,200
		3	215,600	253,100	287,000	306,300	341,800	389,700	446,200
		4	217,700	254,400	287,800	307,000	343,200	391,300	448,100
		5	219,700	255,600	288,600	307,800	344,800	392,800	449,900
		6	221,700	256,700	289,400	308,500	346,400	394,400	451,600
		7	223,700	257,700	290,300	309,200	348,000	396,000	453,200
		8	225,600	258,600	291,000	309,900	349,500	397,600	454,700
		9	227,400	259,700	291,700	310,700	351,000	399,200	456,300
		10	229,300	260,800	292,500	311,400	352,600	401,300	457,600
		11	231,200	262,000	293,300	312,200	354,200	403,300	458,900
		12	233,300	263,200	294,100	312,800	355,700	405,300	460,200
		13	235,100	264,400	294,900	313,400	357,200	406,700	461,500
		14	237,100	265,600	295,700	314,500	358,800	408,400	462,700
		15	239,300	266,800	296,400	315,700	360,400	410,100	463,900
		16	241,400	267,900	297,200	317,000	362,000	411,800	465,000
		17	243,500	268,900	298,000	318,300	363,500	413,500	466,200
		18	244,600	269,900	298,900	319,500	365,000	415,000	467,300
		19	245,600	271,000	299,700	320,600	366,600	416,500	468,500
		20	246,600	272,000	300,400	321,800	368,100	418,000	469,700
		21	247,700	273,100	301,200	323,100	369,400	419,300	470,800
		22	248,500	274,000	302,100	324,300	370,900	420,600	471,600
		23	249,400	274,800	303,000	325,500	372,500	421,900	472,000
		24	250,200	275,600	303,700	326,700	373,900	423,000	472,700
		25	251,100	276,400	304,400	327,900	375,300	424,100	473,200
		26	252,000	277,200	305,300	329,100	376,800	425,200	473,600
		27	252,900	278,000	306,200	330,300	378,300	426,300	474,000
		28	253,800	278,800	307,000	331,500	379,700	427,500	474,400
		29	254,600	279,500	307,800	332,800	381,100	428,300	474,800
		30	255,400	280,300	308,800	334,000	382,700	429,100	475,200
		31	256,100	281,100	309,800	335,300	384,100	429,800	475,500
		32	256,900	281,900	310,800	336,500	385,600	430,600	475,800
		33	257,600	282,700	311,800	337,700	386,800	431,000	476,100
		34	258,200	283,500	312,900	338,800	387,900	431,600	476,400
		35	258,800	284,100	314,000	340,000	389,100	432,100	476,700
		36	259,500	284,900	314,900	341,200	390,200	432,500	477,000
		37	260,200	285,800	315,900	342,500	391,200	432,900	477,300
		38	260,800	286,600	317,000	343,700	392,000	433,100	
		39	261,400	287,400	318,200	345,000	392,900	433,400	
		40	262,000	288,100	319,200	346,100	394,000	433,700	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	262,500	288,800	320,200	347,000	395,000	434,000
	42	263,100	289,700	321,400	348,200	396,000	434,300
	43	263,700	290,500	322,600	349,300	397,000	434,600
	44	264,200	291,200	323,700	350,400	397,900	434,900
	45	264,600	291,900	324,700	351,300	398,700	435,100
	46	265,200	292,700	325,800	352,200	399,500	435,400
	47	265,600	293,500	326,900	353,200	400,500	435,700
	48	266,000	294,200	328,000	354,100	401,300	436,000
	49	266,400	294,900	329,100	355,000	401,800	436,200
	50	266,900	295,700	330,100	355,900	402,600	436,400
	51	267,400	296,300	331,100	356,900	403,400	436,700
	52	267,900	297,000	332,200	357,800	404,200	437,000
	53	268,200	297,700	333,200	358,300	404,600	437,200
	54	268,500	298,400	334,100	359,200	405,300	437,400
	55	268,800	299,100	335,000	359,900	406,000	437,700
	56	269,100	299,700	336,000	360,800	406,600	438,000
	57	269,400	300,400	336,900	361,500	407,000	438,200
	58	269,700	301,200	337,700	361,800	407,500	438,400
	59	270,000	301,900	338,700	362,200	408,100	438,700
	60	270,300	302,500	339,600	362,800	408,700	439,000
	61	270,600	303,000	340,500	363,400	409,100	439,200
	62	270,900	303,700	341,200	364,100	409,600	
	63	271,200	304,400	341,900	364,800	410,100	
	64	271,500	305,000	342,500	365,400	410,600	
	65	271,800	305,500	343,100	366,100	411,200	
	66	272,100	306,100	343,800	366,600	411,700	
	67	272,400	306,800	344,400	367,200	412,300	
	68	272,700	307,500	345,100	367,800	412,900	
	69	273,000	308,100	345,700	368,100	413,400	
	70	273,300	308,600	345,900	368,600	413,900	
	71	273,600	309,200	346,300	369,000	414,300	
	72	273,800	309,700	346,800	369,500	414,700	
	73	274,000	310,300	347,400	370,000	415,000	
	74	274,300	310,700	347,900	370,500	415,500	
	75	274,600	311,000	348,400	371,000	415,900	
	76	274,800	311,300	348,800	371,400	416,300	
	77	275,000	311,600	349,400	371,700	416,700	
	78	275,300	311,900	349,900	372,000	417,200	
	79	275,600	312,100	350,300	372,300	417,600	
	80	275,800	312,400	350,800	372,600	418,000	
	81	276,000	312,700	351,300	373,100	418,400	
	82	276,300	312,900	351,600	373,400	418,900	
	83	276,600	313,200	351,800	373,700	419,300	
	84	276,800	313,500	352,100	374,000	419,700	
	85	277,000	313,700	352,500	374,400	420,100	
	86		313,900	352,900	374,700	420,600	
	87		314,100	353,200	375,000	421,000	
	88		314,300	353,500	375,300	421,400	

	89		314,700	353,800	375,700	421,800		
	90		314,900	354,000	376,000			
	91		315,100	354,400	376,200			
	92		315,300	354,700	376,500			
	93		315,700	354,900	376,800			
	94		315,900	355,200	377,200			
	95		316,100	355,500	377,600			
	96		316,400	355,700	378,000			
	97		316,700	355,900	378,500			
	98		316,900	356,200	378,900			
	99		317,200	356,500	379,300			
	100		317,500	356,700	379,700			
	101		317,800	356,900	380,200			
	102		318,000	357,100				
	103		318,200	357,500				
	104		318,500	357,700				
	105		318,800	357,900				
	106			358,200				
	107			358,600				
	108			359,000				
	109			359,200				
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		220,700	248,600	280,200	295,500	324,300	370,000	416,200

備考 この表は、保健所、県立学校、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海 事 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	232,800	245,000	304,000	346,500	394,600	439,500
	2	234,600	248,400	305,700	347,600	396,300	441,600
	3	236,300	251,800	307,400	348,800	398,000	443,700
	4	237,900	255,100	309,100	349,800	399,600	445,800
	5	239,400	258,400	310,800	350,800	401,300	447,800
	6	242,200	261,600	312,300	352,200	403,000	449,300
	7	245,000	264,900	313,700	353,800	404,700	450,800
	8	247,600	268,000	315,200	355,400	406,300	452,100
	9	250,300	271,100	316,700	357,300	407,900	453,400
	10	252,600	274,000	318,100	358,900	409,400	454,700
	11	254,700	276,900	319,300	360,500	410,900	456,000
	12	256,800	279,800	320,600	362,100	412,400	457,200
	13	258,800	282,600	321,900	363,800	413,900	458,400
	14	260,600	285,500	323,200	365,400	415,400	459,500
	15	262,500	288,400	324,400	367,000	416,800	460,600
	16	264,100	291,100	325,700	368,600	418,200	461,600
	17	265,600	293,700	326,900	370,100	419,800	462,600
	18	267,100	295,000	328,000	371,000	421,300	463,600
	19	268,700	296,300	329,200	371,800	422,900	464,700
	20	270,100	297,700	330,300	372,600	424,500	465,800
	21	271,500	299,000	331,600	373,400	426,000	466,600
	22	272,800	300,000	332,400	374,100	427,600	467,400
	23	273,900	301,000	333,100	374,900	429,100	468,300
	24	275,000	302,000	333,800	375,600	430,500	469,100
	25	276,100	303,000	334,500	376,400	431,800	469,800
	26	277,100	303,600	335,200	377,100	433,100	470,700
	27	278,100	304,000	335,800	377,900	434,400	471,500
	28	279,000	304,400	336,400	378,700	435,600	472,100
	29	280,000	304,800	337,100	379,400	436,800	472,500
	30	280,900	305,200	337,600	380,100	437,700	473,000
	31	281,800	305,500	338,200	380,800	438,700	473,600
	32	282,600	305,800	338,800	381,500	439,600	474,000
	33	283,300	306,100	339,400	382,200	440,100	474,300
	34	284,000	306,400	340,000	382,800	440,900	474,600
	35	284,500	306,700	340,400	383,500	441,700	475,000
	36	285,000	307,000	340,900	384,200	442,500	475,400
	37	285,600	307,300	341,400	385,000	443,300	475,700
	38	286,100	307,600	341,900	385,600	444,200	476,200
	39	286,500	307,900	342,400	386,200	445,000	476,800
	40	286,900	308,200	342,700	386,900	445,800	477,400

定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	41	287,300	308,500	343,000	387,700	446,600	478,000
	42	287,700	308,700	343,300	388,400	447,400	478,700
	43	288,100	309,000	343,600	389,100	448,000	479,300
	44	288,500	309,300	343,900	389,700	448,400	479,900
	45	289,000	309,600	344,200	390,400	448,600	480,200
	46	289,700	309,800	344,500	391,200	448,900	480,800
	47	290,300	310,100	344,900	392,000	449,200	481,400
	48	290,900	310,400	345,200	392,700	449,500	482,000
	49	291,400	310,700	345,500	393,500	449,800	482,400
	50	292,000	311,000	345,800	394,400	450,000	482,800
	51	292,600	311,300	346,100	395,000	450,300	483,100
	52	293,100	311,500	346,400	395,600	450,700	483,300
	53	293,600	311,700	346,700	396,100	451,000	483,500
	54	294,100	312,000	347,000	396,800	451,500	483,700
	55	294,600	312,300	347,300	397,500	452,000	484,000
	56	295,100	312,500	347,500	398,100	452,500	484,300
	57	295,600	312,700	347,700	398,400	453,100	484,500
	58	296,100	313,000	348,000	398,700	453,700	484,800
	59	296,600	313,300	348,300	399,000	454,200	485,100
	60	297,000	313,500	348,500	399,300	454,700	485,300
	61	297,400	313,700	348,700	399,500	455,400	485,500
	62	297,700	314,000	349,000	399,900	455,900	
	63	298,000	314,300	349,300	400,200	456,400	
	64	298,200	314,500	349,500	400,500	456,900	
	65	298,400	314,700	349,700	400,700	457,400	
	66	298,700	314,900	350,000	400,900	458,000	
	67	299,000	315,100	350,300	401,200	458,500	
	68	299,200	315,400	350,500	401,500	459,100	
	69	299,400	315,700	350,700	401,800	459,600	
	70	299,700			402,000	460,100	
	71	299,900			402,300	460,700	
	72	300,100			402,600	461,300	
	73	300,400			402,900	461,600	
	74				403,300	462,200	
	75				403,700	462,800	
	76				404,100	463,300	
	77				404,500	463,700	
	78				404,900	464,200	
	79				405,400	464,900	
	80				405,900	465,600	
	81				406,300	465,800	
	82				406,700		
	83				407,100		
	84				407,500		
	85				408,000		
	86				408,500		
	87				409,000		
	88				409,500		

	89				409,800		
	90				410,200		
	91				410,500		
	92				410,900		
	93				411,400		
	94				411,700		
	95				412,200		
	96				412,600		
	97				413,200		
	98				413,500		
	99				414,000		
	100				414,400		
	101				415,000		
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		248,400	255,400	288,400	321,600	367,800	399,200

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

公安職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	237,200	258,500	281,600	320,700	357,500	380,000	411,900	448,700	496,700
	2	239,700	260,700	283,500	321,700	359,000	381,800	413,600	450,300	502,700
	3	242,100	263,000	285,600	322,600	360,400	383,500	415,200	451,800	507,600
	4	244,500	265,200	287,700	323,500	361,900	385,200	416,900	453,300	511,900
	5	246,800	267,400	289,800	324,100	363,400	386,800	418,400	454,800	515,900
	6	249,200	269,400	291,100	324,800	364,900	388,500	420,000	456,500	519,300
	7	251,600	271,400	292,400	325,400	366,300	390,200	421,600	457,900	522,200
	8	253,800	273,200	293,700	326,100	367,700	391,800	423,200	459,300	524,700
	9	256,000	275,000	295,000	326,700	369,100	393,300	424,700	460,400	526,900
	10	258,100	276,700	296,300	327,400	370,700	394,900	426,300	461,800	
	11	260,200	278,400	297,500	328,100	372,500	396,500	428,000	463,300	
	12	262,300	279,800	298,700	328,700	374,100	398,100	429,600	464,800	
	13	264,200	281,200	299,900	329,400	375,500	399,700	431,100	466,100	
	14	266,200	283,000	300,900	330,100	377,100	401,400	433,100	467,800	
	15	268,200	284,300	301,900	330,700	378,700	403,000	435,100	469,400	
	16	269,800	285,700	303,300	331,500	380,200	404,600	437,100	471,000	
	17	271,400	287,100	304,400	332,200	381,800	406,100	438,600	472,400	
	18	272,900	288,300	305,500	333,000	383,400	407,700	440,300	474,100	
	19	274,400	289,600	306,600	334,000	385,000	409,300	441,900	475,800	
	20	275,900	290,700	307,700	334,800	386,500	410,900	443,600	477,400	
	21	277,400	292,000	308,900	335,700	388,000	412,400	445,200	478,800	
	22	278,900	293,100	309,500	336,900	389,600	414,000	446,700	479,500	
	23	280,400	294,300	310,000	338,200	391,200	415,700	448,200	480,200	
	24	281,900	295,400	310,600	339,500	392,800	417,400	449,600	480,900	
	25	283,400	296,700	311,000	340,800	394,200	419,100	450,800	481,300	
	26	284,600	298,000	311,600	342,300	395,900	421,100	452,300	481,800	
	27	285,800	299,200	312,100	343,700	397,600	422,900	453,800	482,400	
	28	287,000	300,400	312,600	344,800	399,100	424,800	455,300	483,100	
	29	288,200	301,300	313,000	345,700	400,800	426,500	456,800	483,700	
	30	289,300	302,300	313,600	347,000	402,400	428,000	458,100	484,400	
	31	290,500	303,400	314,100	348,200	404,000	429,200	459,300	484,900	
	32	291,600	304,400	314,600	349,300	405,600	430,500	460,500	485,400	
	33	292,900	305,600	315,100	350,400	407,300	431,500	461,500	485,900	
	34	294,200	306,200	315,700	351,700	409,300	432,600	462,200	486,200	
	35	295,400	306,800	316,100	352,900	411,300	433,600	462,900	486,500	
	36	296,700	307,400	316,500	354,000	413,300	434,600	463,600	486,900	
	37	297,600	307,800	317,000	355,100	415,000	435,700	464,100	487,200	
	38	298,600	308,400	317,700	356,300	416,700	436,800	464,500	487,400	
	39	299,700	309,000	318,300	357,600	418,200	437,900	464,900	487,700	
	40	300,800	309,500	318,800	358,800	419,700	439,000	465,200	487,900	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	302,000	309,900	319,400	360,000	420,900	440,200	465,500	488,200
	42	302,600	310,500	320,100	361,200	421,900	441,000	465,800	488,400
	43	303,200	311,100	320,800	362,400	422,900	441,800	466,100	488,600
	44	303,700	311,600	321,400	363,600	423,900	442,400	466,400	488,800
	45	304,100	312,000	322,000	364,800	424,900	442,900	466,600	489,200
	46	304,600	312,500	322,800	366,100	426,000	443,600	466,900	489,400
	47	305,100	313,000	323,600	367,300	427,100	444,300	467,200	489,600
	48	305,600	313,500	324,300	368,500	428,300	444,900	467,400	489,800
	49	306,000	314,000	325,100	369,800	429,600	445,600	467,700	490,200
	50	306,500	314,500	326,100	371,100	430,400	446,000	468,000	
	51	307,000	315,100	327,100	372,400	431,200	446,600	468,300	
	52	307,500	315,600	328,100	373,700	431,800	447,200	468,600	
	53	308,000	316,200	329,200	374,600	432,300	447,600	468,800	
	54	308,600	316,800	330,300	375,900	433,000	448,000	469,100	
	55	309,000	317,600	331,300	377,100	433,600	448,500	469,300	
	56	309,400	318,200	332,300	378,300	434,300	449,000	469,600	
	57	309,900	318,800	333,400	379,400	434,600	449,500	469,800	
	58	310,400	319,600	334,500	380,700	435,300	450,000	470,100	
	59	310,900	320,400	335,600	382,100	436,000	450,400	470,400	
	60	311,300	321,100	336,700	383,500	436,500	450,800	470,600	
	61	311,800	321,900	337,600	384,800	436,900	451,200	470,800	
	62	312,200	322,700	338,800	386,300	437,300	451,500	471,100	
	63	312,700	323,500	339,900	387,800	437,800	451,800	471,400	
	64	313,100	324,400	341,000	389,200	438,300	452,100	471,700	
	65	313,600	325,200	342,000	390,400	438,800	452,300	471,900	
	66	314,100	326,000	343,100	391,800	439,200	452,600	472,200	
	67	314,500	326,800	344,200	393,100	439,700	452,900	472,500	
	68	314,900	327,600	345,500	394,500	440,200	453,100	472,800	
	69	315,400	328,500	346,600	395,600	440,700	453,300	473,000	
	70	315,800	329,400	347,700	396,800	441,200	453,600	473,300	
	71	316,200	330,300	348,900	398,000	441,800	453,900	473,600	
	72	316,700	331,200	350,100	399,200	442,300	454,100	473,900	
	73	317,300	331,900	350,800	400,600	442,700	454,300	474,100	
	74	317,800	332,800	352,100	401,800	443,300	454,600		
	75	318,400	333,700	353,400	403,000	443,700	455,000		
	76	318,800	334,500	354,700	404,100	443,900	455,200		
	77	319,300	335,200	355,900	405,200	444,200	455,400		
	78	319,800	336,100	357,300	406,400	444,700	455,700		
	79	320,400	337,000	358,700	407,500	445,000	456,000		
	80	321,000	338,000	360,100	408,700	445,300	456,200		
	81	321,500	338,900	361,400	409,800	445,600	456,400		
	82	322,100	339,800	363,000	410,400	446,000	456,700		
	83	322,800	340,700	364,500	410,900	446,400	457,000		
	84	323,400	341,700	366,000	411,400	446,800	457,200		
	85	324,000	342,600	367,400	412,000	447,100	457,400		
	86	324,600	343,600	368,900	412,600	447,500			
	87	325,300	344,600	370,400	413,200	447,900			
	88	326,000	345,700	371,800	413,800	448,300			

89	326,700	346,600	373,200	414,100	448,600				
90	327,300	347,900	374,400	414,600					
91	328,000	349,100	375,600	415,100					
92	328,700	350,300	376,900	415,600					
93	329,200	351,500	378,200	416,000					
94	329,900	352,800	379,700	416,400					
95	330,800	354,000	381,200	416,900					
96	331,600	355,200	382,600	417,400					
97	332,300	356,400	383,900	417,800					
98	333,100	357,700	385,100	418,300					
99	333,900	358,900	386,200	418,800					
100	334,700	360,100	387,400	419,200					
101	335,600	361,500	388,500	419,500					
102	336,600	362,400	389,600	419,900					
103	337,600	363,400	390,700	420,300					
104	338,500	364,500	391,800	420,600					
105	339,300	365,600	393,000	420,900					
106	339,900	366,700	393,500	421,400					
107	340,500	367,700	394,100	421,900					
108	341,100	368,700	394,700	422,400					
109	341,600	369,900	395,300	422,700					
110	342,100	370,900	395,800	423,200					
111	342,500	371,900	396,200	423,700					
112	343,000	372,900	396,700	424,200					
113	343,800	373,800	397,100	424,500					
114	344,400	374,700	397,500	425,000					
115	345,200	375,600	398,000	425,500					
116	345,800	376,600	398,500	426,000					
117	346,400	377,600	398,900	426,400					
118	347,100	378,000	399,400	426,900					
119	347,800	378,600	400,100	427,300					
120	348,500	379,200	400,600	427,900					
121	349,100	379,500	400,800	428,300					
122	349,400	379,900	401,300	428,800					
123	349,900	380,300	401,800	429,200					
124	350,400	380,700	402,200	429,700					
125	350,700	381,100	402,700	430,100					
126		381,500	403,200						
127		381,900	403,700						
128		382,300	404,200						
129		382,700	404,500						
130		383,100	405,000						
131		383,500	405,500						
132		383,900	406,000						
133		384,100	406,300						
134		384,600	406,800						
135		384,900	407,200						
136		385,200	407,600						

	137		385,500	407,900						
	138		385,900	408,300						
	139		386,400	408,800						
	140		386,900	409,300						
	141		387,200	409,600						
	142		387,700							
	143		388,200							
	144		388,700							
	145		389,000							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		278,300	291,400	296,300	331,700	350,600	366,300	392,100	431,000	466,500

備考 この表は、警察官に適用する。

教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職 員 区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	223,800	271,400	345,400	404,500	480,900
	2	226,200	272,800	347,300	406,000	482,800
	3	228,600	274,200	349,200	407,500	484,600
	4	230,900	275,600	351,000	409,000	486,400
	5	233,100	277,000	352,700	410,500	488,100
	6	235,600	278,200	354,600	411,900	489,800
	7	237,800	279,400	356,500	413,400	491,700
	8	240,000	280,600	358,300	414,800	493,500
	9	242,200	281,900	360,200	416,100	495,200
	10	244,400	283,000	362,200	417,500	496,800
	11	246,600	284,100	364,100	419,000	498,500
	12	248,900	285,300	365,900	420,500	500,000
	13	251,100	286,600	367,700	421,800	501,500
	14	253,200	288,300	369,400	423,300	502,800
	15	255,300	290,100	371,000	424,800	504,200
	16	257,400	291,800	372,700	426,300	505,500
	17	259,500	293,500	374,300	427,800	506,700
	18	261,300	295,500	375,700	429,400	507,300
	19	263,100	297,700	377,000	431,000	507,900
	20	264,800	300,000	378,200	432,500	508,600
	21	266,500	302,200	379,600	433,700	509,200
	22	267,800	304,400	381,200	435,100	
	23	269,100	306,700	382,800	436,500	
	24	270,300	308,900	384,300	437,800	
	25	271,500	311,000	385,800	439,400	
	26	272,700	312,900	387,500	440,800	
	27	273,900	314,800	389,100	442,100	
	28	275,100	316,600	390,600	443,500	
	29	276,200	318,600	392,200	444,900	
	30	277,200	320,500	393,800	446,200	
	31	278,300	322,300	395,400	447,700	
	32	279,300	324,000	397,000	449,200	
	33	280,400	325,700	398,600	450,800	
	34	281,500	327,500	400,300	452,200	
	35	282,700	329,200	401,800	453,800	
	36	284,000	330,900	403,300	455,400	
	37	285,200	332,600	404,800	457,100	
	38	286,300	334,400	406,300	458,600	
	39	287,500	336,200	407,800	460,200	
	40	288,600	337,900	409,200	461,800	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	290,000	339,300	410,500	463,300
	42	291,000	341,200	412,000	464,800
	43	292,000	343,000	413,400	466,000
	44	292,900	344,800	414,800	467,200
	45	293,500	346,600	416,300	468,400
	46	294,300	348,500	417,900	469,700
	47	295,100	350,200	419,500	470,900
	48	295,900	352,000	420,900	472,100
	49	296,600	353,800	422,100	473,200
	50	297,400	355,600	423,500	474,400
	51	298,100	357,300	424,900	475,600
	52	298,900	359,000	426,200	476,800
	53	299,700	360,700	427,500	478,000
	54	300,500	362,100	428,700	479,200
	55	301,200	363,500	430,000	480,400
	56	302,000	365,000	431,300	481,600
	57	302,700	366,600	432,600	482,800
	58	303,300	368,200	433,900	483,400
	59	304,100	369,700	435,300	483,900
	60	304,900	371,300	436,500	484,400
	61	305,600	373,000	437,700	484,900
	62	306,200	374,600	439,100	
	63	307,000	376,200	440,500	
	64	307,600	377,700	441,800	
	65	308,600	379,300	443,000	
	66	309,400	380,900	444,200	
	67	310,100	382,500	445,500	
	68	310,800	384,000	446,900	
	69	311,500	385,500	448,200	
	70	312,200	387,100	449,400	
	71	312,900	388,500	450,400	
	72	313,600	390,000	451,600	
	73	314,300	391,500	452,800	
	74	315,000	393,100	453,900	
	75	315,700	394,700	455,200	
	76	316,300	396,200	456,200	
	77	316,900	397,600	457,300	
	78	317,700	399,000	458,300	
	79	318,400	400,500	459,300	
	80	319,000	401,800	460,300	
	81	319,600	403,100	461,200	
	82	320,200	404,500	462,000	
	83	320,900	405,800	462,800	
	84	321,600	407,100	463,600	
	85	322,300	408,200	464,300	
	86	323,100	409,600	464,700	
	87	323,800	410,900	465,100	
	88	324,400	412,200	465,500	

89	325, 100	413, 400	465, 900
90	325, 900	414, 700	466, 200
91	326, 600	415, 800	466, 500
92	327, 400	417, 000	466, 700
93	327, 900	418, 200	467, 000
94	328, 600	419, 300	467, 300
95	329, 300	420, 500	467, 600
96	330, 000	421, 700	467, 800
97	330, 600	423, 100	468, 000
98	331, 200	424, 100	468, 300
99	332, 000	425, 100	468, 600
100	332, 700	426, 100	468, 800
101	333, 500	427, 000	469, 000
102	334, 300	428, 100	469, 300
103	335, 200	429, 200	469, 600
104	336, 000	430, 300	469, 800
105	336, 600	431, 000	470, 000
106	337, 400	431, 900	
107	338, 200	432, 800	
108	339, 000	433, 700	
109	339, 600	434, 500	
110	340, 000	435, 300	
111	340, 300	436, 100	
112	340, 800	436, 900	
113	341, 300	437, 500	
114	341, 700	438, 200	
115	342, 100	438, 900	
116	342, 500	439, 600	
117	343, 000	440, 200	
118	343, 500	440, 700	
119	343, 900	441, 000	
120	344, 400	441, 300	
121	345, 000	441, 600	
122	345, 400	441, 900	
123	345, 800	442, 200	
124	346, 300	442, 400	
125	346, 800	442, 600	
126	347, 100	442, 900	
127	347, 400	443, 200	
128	347, 700	443, 400	
129	347, 900	443, 600	
130	348, 200	443, 900	
131	348, 500	444, 200	
132	348, 700	444, 400	
133	348, 900	444, 600	
134	349, 100	444, 900	
135	349, 300	445, 200	
136	349, 600	445, 400	

	137	349,900	445,600			
	138	350,100	445,900			
	139	350,400	446,200			
	140	350,700	446,400			
	141	350,900	446,600			
	142	351,100	446,900			
	143	351,400	447,200			
	144	351,600	447,400			
	145	351,900	447,600			
	146	352,100	447,900			
	147	352,400	448,200			
	148	352,700	448,400			
	149	352,900	448,600			
	150	353,100	448,900			
	151	353,400	449,200			
	152	353,700	449,400			
	153	353,900	449,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		269,200	314,200	347,000	378,000	473,300

備考(一) この表は、県立高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円を、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(二)

職 の 分	員 区	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円
		1	223,800	245,400	345,400	375,900	463,500
		2	226,200	247,800	347,300	377,400	464,800
		3	228,600	250,200	349,200	379,000	466,000
		4	230,900	252,700	351,000	380,500	467,300
		5	233,100	255,200	352,700	381,900	468,400
		6	235,600	257,600	354,600	383,300	469,500
		7	237,800	260,000	356,500	384,600	470,700
		8	240,000	262,600	358,300	386,000	472,000
		9	242,200	265,000	360,200	387,500	473,300
		10	244,400	266,600	362,200	388,800	474,500
		11	246,600	268,200	364,100	390,200	475,600
		12	248,900	269,800	365,900	391,500	476,700
		13	251,100	271,400	367,700	392,900	477,900
		14	253,200	272,800	369,400	394,200	478,700
		15	255,300	274,200	371,000	395,400	479,500
		16	257,400	275,600	372,700	396,600	480,400
		17	259,500	277,000	374,300	397,600	481,300
		18	261,300	278,200	375,700	398,900	481,700
		19	263,100	279,400	377,000	400,300	482,200
		20	264,800	280,600	378,200	401,400	482,800
		21	266,500	281,900	379,600	402,400	483,300
		22	267,800	283,000	381,000	403,600	
		23	269,100	284,100	382,400	404,800	
		24	270,300	285,300	383,700	405,900	
		25	271,500	286,600	385,000	406,900	
		26	272,600	288,300	386,500	408,000	
		27	273,700	290,100	387,900	409,100	
		28	274,800	291,800	389,200	410,200	
		29	276,000	293,500	390,400	411,300	
		30	277,100	295,500	391,800	412,500	
		31	278,200	297,700	393,100	413,600	
		32	279,200	300,000	394,400	414,700	
		33	280,300	302,200	395,700	415,700	
		34	281,300	304,400	396,800	416,800	
		35	282,300	306,700	397,900	418,000	
		36	283,400	308,900	399,100	419,200	
		37	284,600	311,000	400,400	420,300	
		38	285,500	312,900	401,500	421,600	
		39	286,500	314,800	402,700	422,700	
		40	287,600	316,600	403,800	423,800	

	41	288, 800	318, 600	404, 900	424, 900
	42	290, 000	320, 500	406, 000	426, 200
	43	291, 100	322, 300	407, 200	427, 200
	44	292, 200	324, 000	408, 300	428, 400
	45	293, 100	325, 700	409, 400	429, 600
	46	293, 900	327, 500	410, 600	430, 800
	47	294, 700	329, 200	411, 800	432, 000
	48	295, 500	330, 900	412, 900	433, 200
	49	296, 100	332, 600	413, 800	434, 300
	50	296, 900	334, 400	415, 000	435, 300
	51	297, 600	336, 200	416, 000	436, 600
	52	298, 300	337, 900	417, 100	437, 800
	53	299, 100	339, 300	417, 900	439, 000
	54	299, 900	341, 200	419, 000	440, 100
	55	300, 500	343, 000	420, 000	441, 200
	56	301, 200	344, 800	421, 000	442, 300
	57	301, 900	346, 600	422, 100	443, 300
	58	302, 700	348, 500	423, 100	444, 500
	59	303, 500	350, 200	424, 200	445, 700
	60	304, 100	352, 000	425, 300	446, 900
	61	304, 700	353, 800	426, 300	447, 500
	62	305, 400	355, 600	427, 500	448, 300
	63	306, 100	357, 300	428, 600	449, 000
	64	306, 600	359, 000	429, 600	449, 500
	65	307, 300	360, 700	430, 500	449, 800
	66	308, 000	362, 100	431, 400	450, 100
	67	308, 600	363, 500	432, 400	450, 500
	68	309, 200	365, 000	433, 400	450, 900
	69	309, 900	366, 600	434, 200	451, 200
	70	310, 600	368, 100	435, 000	451, 600
	71	311, 200	369, 600	435, 700	451, 900
	72	311, 900	371, 100	436, 500	452, 200
	73	312, 400	372, 600	437, 200	452, 500
	74	313, 100	374, 200	437, 800	452, 800
	75	313, 800	375, 700	438, 500	453, 100
	76	314, 300	377, 100	439, 200	453, 400
	77	314, 900	378, 500	439, 800	453, 600
	78	315, 600	380, 000	440, 500	453, 900
	79	316, 200	381, 500	441, 000	454, 200
	80	316, 800	383, 100	441, 600	454, 400
	81	317, 400	384, 400	442, 000	454, 600
	82	318, 000	385, 700	442, 400	
	83	318, 600	387, 000	442, 700	
	84	319, 200	388, 200	442, 900	
	85	319, 600	389, 300	443, 100	
	86	320, 000	390, 500	443, 400	
	87	320, 500	391, 500	443, 700	
	88	321, 000	392, 600	443, 900	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

89	321, 400	393, 600	444, 100
90	321, 800	394, 700	444, 400
91	322, 200	395, 800	444, 700
92	322, 600	396, 800	444, 900
93	322, 900	397, 900	445, 100
94	323, 300	399, 000	445, 400
95	323, 700	400, 100	445, 700
96	324, 000	401, 200	445, 900
97	324, 300	402, 200	446, 100
98	324, 700	403, 200	446, 400
99	325, 000	404, 100	446, 700
100	325, 300	405, 000	446, 900
101	325, 700	405, 800	447, 100
102	326, 000	406, 800	447, 400
103	326, 300	407, 600	447, 700
104	326, 600	408, 500	447, 900
105	326, 800	409, 300	448, 100
106	327, 100	410, 200	
107	327, 400	411, 100	
108	327, 600	412, 000	
109	327, 800	412, 800	
110	328, 000	413, 800	
111	328, 300	414, 700	
112	328, 600	415, 600	
113	328, 800	416, 200	
114	329, 000	417, 100	
115	329, 200	418, 000	
116	329, 500	418, 900	
117	329, 800	419, 700	
118	330, 000	420, 400	
119	330, 300	421, 200	
120	330, 600	422, 000	
121	330, 800	422, 600	
122	331, 000	423, 300	
123	331, 200	424, 000	
124	331, 500	424, 600	
125	331, 800	425, 200	
126		425, 900	
127		426, 400	
128		427, 000	
129		427, 700	
130		428, 300	
131		428, 800	
132		429, 300	
133		429, 600	
134		429, 900	
135		430, 100	
136		430, 400	

	137		430,700			
	138		431,000			
	139		431,300			
	140		431,600			
	141		431,900			
	142		432,200			
	143		432,500			
	144		432,800			
	145		433,000			
	146		433,300			
	147		433,600			
	148		433,800			
	149		434,000			
	150		434,300			
	151		434,600			
	152		434,800			
	153		435,000			
	154		435,300			
	155		435,600			
	156		435,800			
	157		436,000			
	158		436,300			
	159		436,600			
	160		436,800			
	161		437,000			
	162		437,300			
	163		437,600			
	164		437,800			
	165		438,000			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		260,000	311,100	342,100	371,300	462,000

備考(一) この表は、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びにこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に11,500円を、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

別記第 2

号 給	給 料 月 額
	円
1	420, 500
2	471, 700
3	526, 900
4	595, 200
5	679, 500
6	792, 900
7	926, 400

別記第 3

第 5 条第 1 項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	443, 600
2	508, 800
3	577, 100
4	665, 400
5	773, 800
6	882, 200

第 5 条第 2 項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	371, 300
2	409, 500
3	439, 600

参 考 資 料

目 次

1 職員給与関係

令和8年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 給料表別職員数・性別人員・学歴別人員・平均年齢・平均経験年数	2
第2表 給料表別・性別・学歴別人員構成比	2
第3表 職員の平均給与月額	3
第4表 行政職給料表の年齢階層別・学歴別人員及び平均給料月額	3
第5表 給料表別・級別平均給与月額	4
第6表 給料表別・級別・号給別人員	6
第7表 給料表別・性別・年齢別人員	23
第8表 職員の扶養親族数別人員	25
第9表 管理職手当の支給状況	25
第10表 住居手当の支給状況	25
第11表 通勤方法	26
第12表 通勤手当の支給状況	27
第13表 交通機関利用者の通勤費所要額別人員	28
第14表 交通用具使用者の通勤距離別人員	30
第15表 単身赴任手当の支給状況	32
第16表 年次有給休暇の取得状況	33

2 民間給与関係

令和8年職種別民間給与実態調査の概要	35
第17表 産業別・企業規模別調査事業所数	36
第18表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	36
第19表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等	37
第20表 民間における初任給の改定状況	46
第21表 民間における住宅手当の支給状況	46
第22表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況	47
第23表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	47

3 生計費関係

令和8年4月の標準生計費	48
第24表 大分市における費目別・世帯人員別標準生計費	48

1 職員給与関係

令和8年職員給与等実態調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、職員の給与の実態を把握するとともに、給与制度についての基礎資料を得ることを目的として実施した。

(2) 調査対象

令和8年4月1日に在職する職員で、職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける者とした。一般職の職員のうち調査から除外した者を掲げると、次のとおりである。

ア 技能労務職員

イ 企業局及び病院局に勤務する職員

ウ 無給派遣職員

エ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定により派遣されている職員（ウに該当する職員を除く。）

オ 休職者

カ 会計年度任用職員

キ 臨時的任用職員

ク 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員

ケ 職員の給与に関する条例附則第37項により給料月額が決定される職員

(3) 調査事項

令和8年4月分の給与、学歴、年齢、経験年数等について調査した。

第1表 給料表別職員数・性別人員・学歴別人員・平均年齢・平均経験年数

区分 給料表	職員数	性別人員		学歴別人員				平均年齢	平均経験年数
		男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒		
全職種	人 14,587	人 8,409	人 6,178	人 12,297	人 650	人 1,636	人 4	歳 41.1	年 18.6
行政職	4,306	2,738	1,568	3,268	210	827	1	40.3	18.2
研究職	211	144	67	206	4	1		39.9	16.8
医療職(一)	24	18	6	24				43.5	18.4
医療職(二)	163	78	85	149	14			40.6	17.5
海事職	29	28	1	12	10	4	3	49.3	27.6
公安職	2,050	1,779	271	1,276	16	758		39.1	17.7
教育職(一)	2,394	1,312	1,082	2,298	50	46		44.9	21.8
教育職(二)	5,409	2,311	3,098	5,063	346			40.9	18.0
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x

- (注) 1 「x」は、調査実人員が1人の場合である(以下同じ。)
2 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に定める給料表である。
3 任期付研究員は在職していない。
4 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

第2表 給料表別・性別・学歴別人員構成比

区分 給料表	計	性別人員構成比		学歴別人員構成比			
		男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全職種	% 100.0	% 57.6	% 42.4	% 84.3	% 4.5	% 11.2	% 0.0
行政職	100.0	63.6	36.4	75.9	4.9	19.2	0.0
研究職	100.0	68.2	31.8	97.6	1.9	0.5	
医療職(一)	100.0	75.0	25.0	100.0			
医療職(二)	100.0	47.9	52.1	91.4	8.6		
海事職	100.0	96.6	3.4	41.4	34.5	13.8	10.3
公安職	100.0	86.8	13.2	62.2	0.8	37.0	
教育職(一)	100.0	54.8	45.2	96.0	2.1	1.9	
教育職(二)	100.0	42.7	57.3	93.6	6.4		
特定任期付職員	100.0	x	x	x	x	x	x

第3表 職員の平均給与月額

給与種目	区分	行政職給料表適用職員		全職員	
		令和8年4月	令和7年4月	令和8年4月	令和7年4月
給料	円	340,353	330,206	371,930	359,287
扶養手当		9,263	8,977	9,692	9,385
管理職手当		8,303	8,331	5,958	5,962
地域手当		1,119	943	630	504
住居手当		8,148	8,150	7,872	7,957
その他		542	593	1,728	1,779
合計 (平均給与月額)		367,728	357,200	397,810	384,874

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額を含む。
2 地域手当には、異動保障によるものを含む。
3 その他は、単身赴任手当(基礎額)、初任給調整手当、特地勤務手当等である。

第4表 行政職給料表の年齢階層別・学歴別人員及び平均給料月額

年齢階層	学歴	大学卒		短大卒		高校卒		計	
	区分	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
	歳	人	円	人	円	人	円	人	円
18～24		271	242,332	28	237,546	124	226,222	423	237,293
25～29		574	261,480	32	262,319	82	258,110	688	261,118
30～34		455	292,568	23	287,583	84	287,302	562	291,577
35～39		452	323,904	22	311,277	36	306,369	511	322,057
40～44		340	362,260	22	353,182	68	354,415	430	360,555
45～49		395	390,997	25	379,888	94	384,185	514	389,211
50～54		400	413,955	26	404,238	148	402,336	574	410,519
55～59		381	436,628	31	418,323	191	420,010	603	430,423
60～		x	x	x	x	x	x	x	x
合計		3,268	338,077	210	331,519	827	343,846	4,306	338,853
平均年齢		39.7		40.3		42.5		40.3	

- (注) 1 この表でいう平均給料月額には、給料の調整額を含まない。
2 中学卒は、該当人員が1名であるため記載を省略しているが、計には含まれる。

第5表 給料表別・級別平均給与月額

給料表	級	職員		平均給与月額						
		人員	構成比	給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他	計
全職種		人 14,587	% 100.0	円 371,930	円 9,692	円 5,958	円 630	円 7,872	円 1,728	円 397,810
行政職	1	399	9.3	238,629	378			8,841		247,848
	2	677	15.7	258,970	929		1,184	14,626	156	275,865
	3	1,038	24.1	304,424	7,324		1,150	9,876	198	322,972
	4	970	22.5	372,000	14,768	382	588	6,315	438	394,491
	5	755	17.5	407,902	15,574	2,419	573	4,966	300	431,734
	6	131	3.0	420,911	17,343	59,869	2,912	4,623	2,977	508,635
	7	267	6.2	450,827	10,535	70,167	3,741	2,966	2,094	540,330
	8	54	1.3	491,022	4,824	93,652	5,718	1,989	6,667	603,872
	9	15	0.3	546,847	5,000	128,220	8,857	1,567	4,000	694,491
	計	4,306	29.5	340,353	9,263	8,303	1,119	8,148	542	367,728
研究職	1	x	0.5	x	x	x	x	x	x	x
	2	73	34.6	296,578	1,295			13,941	616	312,430
	3	101	47.9	387,525	12,648			8,174	2,426	410,773
	4	31	14.7	432,062	13,613			4,274	968	450,917
	5	5	2.4	512,360	5,500	15,520		14,540		547,920
	計	211	1.4	364,897	8,632	368		9,822	1,517	385,236
医療職(一)	1	5	20.8	362,760			58,042	27,000	310,800	758,602
	2	7	29.2	439,614	3,143		70,841	11,571	306,872	832,041
	3	4	16.7	524,250	3,000		84,360	13,500	303,925	929,035
	4	8	33.3	599,725	2,563	107,013	113,488	3,375	122,712	948,876
	計	24	0.2	491,079	2,271	35,671	84,643	12,375	245,813	871,852
医療職(二)	1									
	2	10	6.1	270,180				9,910	18,000	298,090
	3	20	12.3	298,630	2,050			11,400	18,250	330,330
	4	46	28.2	323,728	4,663			9,298	21,957	359,646
	5	73	44.8	391,765	14,260			5,940	8,502	420,467
	6	2	1.2	417,500	17,000	62,300			10,500	507,300
	7	12	7.4	459,525	18,417	67,533				545,475
	計	163	1.1	358,982	9,518	5,736		7,291	13,477	395,004
海事職	1									
	2	x	3.4	x	x	x	x	x	x	x
	3	3	10.3	341,467	13,167			14,966		369,600
	4	23	79.3	394,059	10,087			7,526		411,672
	5	x	3.4	x	x	x	x	x	x	x
	6	x	3.4	x	x	x	x	x	x	x
	計	29	0.2	390,536	9,483	1,917		7,517		409,453

給料表	級	職員		平均給与月額						
		人員	構成比	給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他	計
公安職		人	%	円	円	円	円	円	円	円
	1	127	6.2	261,171	500			1,969	236	263,876
	2	249	12.1	282,653	807			11,994	260	295,714
	3	487	23.8	318,404	13,218		1,341	10,566	1,599	345,128
	4	591	28.8	375,853	21,751		1,020	5,583	4,418	408,625
	5	366	17.9	417,240	24,342		1,069	4,084	6,311	453,046
	6	132	6.4	438,676	24,530		3,367	3,701	3,182	473,456
	7	30	1.5	452,770	21,267	42,496		5,400	15,000	536,933
	8	48	2.3	471,548	13,948	72,850	5,160	3,740	9,375	576,621
	9	20	1.0	501,965	4,875	91,860			13,500	612,200
	計	2,050	14.1	359,811	16,150	3,224	1,141	6,832	3,603	390,761
教育職(一)	1	41	1.7	326,714	14,049			12,059		352,822
	2	2,092	87.4	405,938	9,735			7,996	72	423,741
	特2	123	5.1	474,696	14,126			4,762		493,584
	3	91	3.8	475,381	16,605	48,367		4,078	1,978	546,409
	4	47	2.0	498,609	10,596	66,985		5,642	1,277	583,109
	計	2,394	16.4	412,573	10,313	3,154		7,704	163	433,907
教育職(二)	1									
	2	4,600	85.0	370,933	6,697			8,925	972	387,527
	特2	116	2.1	450,200	7,177			3,858		461,235
	3	374	6.9	448,652	15,215	45,874		3,351	3,050	516,142
	4	319	5.9	466,686	8,359	56,162		2,402	3,252	536,861
	計	5,409	37.1	383,654	7,394	6,484		8,046	1,230	406,808
特定任期付職員	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	計	x	0.0	x	x	x	x	x	x	x

- (注) 1 計の構成比は、各給料表の合計人員の全職員に対する構成比である。
2 構成比は、それぞれ小数点以下第2位を四捨五入しているため合計が100%とならない場合がある。
3 特定任期付職員の欄における級は、号給である。

第6表 給料表別・級別・号給別人員

1 行政職給料表 (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1		12	12					1	
2		3	12					2	2
3		7	10					8	1
4		71	41					10	
5		23	23			1		22	5
6		6	17					8	3
7		10	15					3	4
8		84	11						
9	12	37	33	2					
10		15	34	2					
11		13	18	3					
12	10	77	24	11					
13	9	40	42	8			2		
14		15	38	16			32		
15		6	15	14			65		
16	11	82	25	10			19		
17	3	45	48	10			10		
18	2	19	34	12			4		
19		16	26	13			19		
20	23	44	13	15			26		
21	2	22	29	14			4		
22	4	6	38	20			3		
23	3	2	16	15			11		
24	13	6	20	9			11		
25	3	2	24	19			12		
26	5		48	17			8		
27	2		15	12			7		
28	13	4	22	16			7		
29	104		32	21			6		
30	3	2	32	17			4		
31	4	1	17	18	1		3		
32	85	3	14	15			6		
33	9		23	11	1		1		
34	5	1	9	16	2		1		
35	2		9	19		1	3		
36	1		19	17			2		
37	5	1	23	17		2	1		
38	1		8	23	2	18			
39	2		4	20	2	22			
40	18	1	8	8	5	4			
41	4		11	11	7	21			
42			3	14	3	18			
43	1		3	13	12	26			
44	2		9	19	5	9			
45	5		6	16	9	5			
46	1		2	20	12	3			
47	1		2	15	13				
48	6		2	19	11				
49	2		2	14	15				
50			4	15	16				
51	3		2	15	9				
52	2		3	10	14				
53	1		3	13	13				
54	1		1	15	11				
55	1		6	9	16				
56	2		3	10	15				
57	2		3	8	16				
58			4	11	13				
59				5	11				
60	5		3	5	13				
61	1	1	4	7	9				
62	2			5	19				
63			2	9	12				
64	1		5	9	11				

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
65	人	人	人	人	人	人	人	人	人
66			4	8	21				
67			1	3	13				
68			6	4	16				
69				10	13	1			
70			4	13	11				
71				9	12				
72	1		4	5	10				
73			1	7	9				
74				6	7				
75				5	15				
76			4	3	11				
77	1		2	3	11				
78			1	4	21				
79			1	8	12				
80			4	8	19				
81				12	18				
82				4	20				
83			1	4	18				
84				11	14				
85			1	4	19				
86			1	8	15				
87			1	9	9				
88			1	2	21				
89			1	3	101				
90			1	2					
91				4					
92			3	5					
93			2	72					
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100			1						
101			1						
102									
103			2						
104			1						
105									
106									
107									
108			1						
109			4						
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
人員計	399	677	1,038	970	755	131	267	54	15
適用職員数								4,306人	

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示した（以下同じ）。

2 研究職給料表

(試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	人	人	人	人	人
2			1		
3			2		
4			2		
5		6	3		2
6			3		2
7			1		1
8		3	2		
9		3	2		
10			1		
11			1		
12		4	3		
13					
14		1			
15				1	
16		5	1		
17					
18		1	4	2	
19				1	
20		10		2	
21		1	1	3	
22		2	2		
23					
24		5	1	1	
25			1	1	
26			2		
27			2	1	
28		2		2	
29	1	1	1		
30		4	3	1	
31		1			
32		1			
33		4		7	
34		2	3		
35		1		2	
36		2	1		
37		2	2	4	
38		2		1	
39			1		
40		6	4		
41			1		
42					
43		1	2	1	
44		1	1		
45			1		
46			1		
47			1		
48					
49			1	1	
50			2		
51			1		
52			1		
53			1		
54					
55					
56			1		
57			1		
58					
59					
60			1		
61			1		
62					
63			2		
64			1		

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
65		人	人	人	人	人
66			1	2		
67				1		
68				3		
69						
70						
71				1		
72				2		
73				1		
74				2		
75				2		
76				2		
77			1	2		
78				1		
79						
80						
81				1		
82						
83						
84						
85				11		
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
人員計		1	73	101	31	5
適用職員数					211人	

3 医療職給料表(一) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人
2				
3				
4		2		
5		3		
6				1
7				
8		1		4
9				2
10				1
11			1	
12				
13				
14				
15				
16				
17	2			
18				
19				
20	3			
21				
22				
23				
24				
25			1	
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40			1	
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
53	人	人	人	人
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61			1	
62				
63				
64				
65				
66		1		
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
人員計	5	7	4	8
適用職員数				24人

4 医療職給料表(二) (保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等に適用)

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1 2 3 4	人	人	人 2 3	人	人 1	人	人
5 6 7 8			3	1 2			
9 10 11 12			1 2	1 1 5 3			2 1
13 14 15 16		1	1 3	1	2 1 2		1 3 2
17 18 19 20			1 3	2 1 8 2	1 2		1 1
21 22 23 24				1 2 3	2 3		1
25 26 27 28				1 2 1	1 2 2 2		
29 30 31 32		1	1	1 1	2 1		
33 34 35 36		1	1	1	1 3 1		
37 38 39 40				2 1	1 1 1	1	
41 42 43 44					1 2 1		
45 46 47 48			1		1 2 1 2		
49 50 51 52				1			
53 54 55 56					2 1		
57 58 59 60					4 1		

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
61	人	人	人	人	人	人	人
62					1		
63					1		
64							
65					1		
66					1		
67							
68							
69					1		
70							
71							
72					1		
73					1		
74							
75							
76							
77					1		
78							
79							
80							
81					1		
82							
83							
84							
85							
86					1		
87							
88							
89					12		
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101				1			
102							
103							
104							
105			1				
106							
107							
108							
109							
人員計		10	20	46	73	2	12
適用職員数							163人

5 海事職給料表 （船舶に乗り組む職員に適用）

号給 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1 2 3 4	人	人	人	人	人	人
5 6 7 8						
9 10 11 12						
13 14 15 16						
17 18 19 20						
21 22 23 24				1		
25 26 27 28				1		
29 30 31 32				1		
33 34 35 36				1		
37 38 39 40						
41 42 43 44						
45 46 47 48		1	1			
49 50 51 52				1	1	

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
53	人	人	人	人	人	人
54			1			1
55						
56				1		
57						
58						
59						
60						
61						
62				1		
63						
64						
65						
66						
67						
68				1		
69			1			
70						
71						
72						
73						
74						
75				1		
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92				1		
93				1		
94				1		
95				1		
96				1		
97				1		
98				1		
99				1		
100				1		
101				10		
人員計		1	3	23	1	1
適用職員数						29人

6 公安職給料表 (警察官に適用)

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1 2 3 4	人	人	人	人	人	人	人	人	人
5 6 7 8	20	15						1	14 5 1
9 10 11 12	18 7 1	1 25							
13 14 15 16	5 6	2 4 2 25	1		2 1				
17 18 19 20	5 1	1 2 21			2 1 4 2				
21 22 23 24	34	5 3 36	9 5 3 26	2 1 5 8	2 2 2 2				
25 26 27 28	15 5 3	4 6 3 35	8 9 3 16	6 3 6 3	5 5 1 2			2 1 11	
29 30 31 32	1	6 8 2 30	10 4 2 20	4 3 3 3	3 3 2 2			1 1 2	
33 34 35 36	1 1	1 1 2 1	14 7 6 23	2 5 6 6	7 2 3 7			1 4 3	
37 38 39 40		1 1 1	16 15 4 12	6 6 7 10	6 9 5 3	1 1 5		4 2 3 2	
41 42 43 44	1	1	9 10 8 15	10 16 8 9	2 4 3 8		3 1 2 2	1	
45 46 47 48			5 8 7 9	13 10 10 5	5 7 4 11	4 2 1 1	2 3 1 3	1 2 1	
49 50 51 52	2	1	7 8 6 5	6 10 6 5	6 11 4 11	1 2 2 4		5	
53 54 55 56	1		7 10 2 4	2 9 9 9	9 5 6 6	2 1 4 3	1		
57 58 59 60		1	7 9 7 6	9 2 15 7	8 10 5 6	5 3 7 4	1		
61 62 63 64			4 2 1 8	12 9 5 9		2 4 4 7			
65 66 67 68			7 4 4 4	4 12 10 11	4 12 7 4	5 1 2 4			
69 70 71 72			7 1 5 3	10 4 14 6	3 4 4 6	2 1 4 3			

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
73	人	人	人	人	人	人	人	人	人
74			5	8	5	2	1		
75			2	2	1	3			
76			5	7	3	2			
77			4	17	5	3			
78			2	5	4	3			
79			4	2	3	3			
80			1	9	2	3			
81			5	5	6				
82			2	5	3				
83			3	3	3	2			
84			4	7	1	4			
85			3	3	1	5			
86			3	6	3	16			
87			3	5	4				
88			1	6	5				
89			4	4	2				
90			1	5	42				
91			2	4					
92			1	1					
93			2	4					
94			1	2					
95			1	5					
96				1					
97			2	2					
98		1	1	3					
99			2	7					
100			3	3					
101				3					
102				4					
103			1	1					
104			2	4					
105				6					
106			1	3					
107			1	3					
108				2					
109				5					
110			1	2					
111				4					
112				1					
113				3					
114			2	2					
115				3					
116				2					
117				1					
118				2					
119			1	4					
120				7					
121			1	2					
122				4					
123			1	5					
124				4					
125				13					
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
人員計	127	249	487	591	366	132	30	48	20
適用職員数								2,050人	

7 教育職給料表(一)

〔県立学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手等に適用〕

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		26			1
6					
7					
8		16			1
9		11			2
10					4
11					1
12		25			2
13		15			1
14		4			1
15		1			3
16		14			4
17		22			3
18	1	1			2
19		8			4
20		11			5
21		19			13
22		3			
23		8			
24		20			
25		15			
26		7			
27		7			
28		17			
29		8			
30		5			
31		9			
32		16			
33		12		1	
34		5			
35	1	11			
36		26		1	
37	2	22			
38		10			
39		8			
40		16		1	
41	1	14		3	
42		9		4	
43		4		14	
44		14		2	
45		26		2	
46		10		4	
47		13		2	
48		16		7	
49	1	9		1	
50		4		3	
51	1	10		2	
52	2	22		3	
53		22			
54		14		5	
55	1	13		6	
56		12		3	
57		24		1	
58		11		3	
59		16		3	
60		19		2	
61		13	1	18	
62		15			
63		11	1		
64	2	13			
65	1	19	1		
66		10	1		
67	1	13	2		
68		26			
69		13			
70		8	2		
71		3			
72	1	8	7		
73	2	8	2		
74		11			
75		10	3		
76		11	3		
77		14	6		
78		9	4		
79	1	12	3		
80		18	4		

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
81	人	人	人	人	人
82		10	5		
83		13	4		
84	2	7	5		
85		23	6		
86		13	2		
87	2	14	2		
88	1	8	3		
89		16	5		
90		11	4		
91		12	6		
92		9	2		
93	1	21	2		
94		10	2		
95		15	5		
96		11	2		
97		18	4		
98	1	16	1		
99		16	3		
100		11	2		
101		19	3		
102	2	11	2		
103		14	3		
104		10	4		
105	1	11	3		
106	1	13	8		
107	1	15			
108		16			
109	1	11			
110		16			
111		15			
112	1	15			
113	1	17			
114	1	12			
115	1	15			
116	1	11			
117		16			
118	1	12			
119		18			
120		16			
121		18			
122		14			
123		21			
124		14			
125		14			
126		10			
127		16			
128	1	19			
129		8			
130		19			
131		17			
132		12			
133		23			
134		19			
135		20			
136		26			
137		28			
138		22			
139		26			
140		34			
141		40			
142		30			
143		43			
144		28			
145		25			
146		25			
147		8			
148		10			
149		4			
150		8			
151		3			
152		4			
153	4	3			
人員計	41	2,092	123	91	47
適用職員数				2,394人	

8 教育職給料表(二) (市町村立の小学校・中学校等に勤務する校長、副校長、教頭、
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭等に適用)

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人	人
2					8
3					15
4					35
5					28
6		18			15
7					19
8					18
9		11			14
10		4			17
11		2			15
12					11
13		18			12
14		2			9
15		1			16
16		142			10
17		9			8
18		6			10
19		125			59
20		20			
21		28			
22		6			
23		125			
24		26			
25		22			
26		9			
27		124			
28		39			
29		19			
30		13			
31		112			
32		55		1	
33		18			
34		17			
35		110			
36		38			
37		13			
38		18			
39		87			
40		52			
41		21			
42		19			
43		83	1	1	
44		54			
45		17			
46		23		1	
47		73			
48		44		4	
49		14		1	
50		14		2	
51		74		2	
52		51		1	
53		15		1	
54		19		4	
55		56		1	
56		54		5	
57		32	1	5	
58		22		5	
59		43	2	9	
60		48	1	12	
61		25	2	33	
62		18	1	16	
63		45	3	22	
64		38	2	13	
65		34		24	
66		18	2	21	
67		41	1	8	
68		52	2	7	
69		23	2	16	
70		27	1	26	
71		32	2	16	
72		30	2	11	
73		27	4	11	
74		26	3	16	
75		31	2	10	
76		33	1	11	
77		29	3	6	
78		24	2	6	
79		35		4	
80		26	2	42	
81		23	2		
82		15	3		
83		26	3		
84					

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
85		14	3		
86		25	4		
87		19	4		
88		25	4		
89		21	6		
90		33	6		
91		23	5		
92		24	5		
93		20	4		
94		26	3		
95		21	2		
96		27	1		
97		28	2		
98		32	7		
99		24	1		
100		34	2		
101		19	1		
102		27	1		
103		23	1		
104		35			
105		20	4		
106		29			
107		28			
108		21			
109		28			
110		14			
111		22			
112		25			
113		29			
114		20			
115		18			
116		35			
117		13			
118		15			
119		15			
120		15			
121		24			
122		26			
123		21			
124		11			
125		21			
126		16			
127		7			
128		10			
129		22			
130		20			
131		17			
132		23			
133		16			
134		21			
135		15			
136		18			
137		22			
138		21			
139		15			
140		25			
141		12			
142		16			
143		18			
144		21			
145		15			
146		16			
147		20			
148		26			
149		15			
150		34			
151		29			
152		37			
153		47			
154		49			
155		47			
156		70			
157		33			
158		27			
159		25			
160		17			
161		14			
162		11			
163		11			
164		8			
165		21			
人 員 計		4,600	116	374	319
適用職員数				5,409人	

9 特定任期付職員給料表

（高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用）

号給	人員
1	人
2	
3	
4	
5	
6	
7	

適用職員数	x人
-------	----

第7表 給料表別・性別・年齢別人員

給料表 年齢	全職種			行政職		研究職		医療職(一)		医療職(二)	
	計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
16	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
17											
18	31	20	11	10	2						
19	43	29	14	10	7						
20	57	30	27	7	7						
21	74	41	33	19	11						
22	363	168	195	51	61	3	2				
23	347	173	174	63	51	1	4				1
24	421	204	217	67	57	3	2				3
25	454	210	244	74	79	5	3	2	1	2	2
26	460	241	219	78	76	4	9				2
27	435	228	207	83	72	4	1	1	1	2	3
28	373	187	186	56	53	1	3			2	2
29	401	218	183	71	46	6	1	3		3	3
30	387	201	186	54	48	7	3			3	4
31	394	230	164	79	47	6		1		1	2
32	389	214	175	68	60	5	4		1	6	3
33	374	200	174	64	46	4	1			2	9
34	329	178	151	57	39	3	5			1	4
35	355	207	148	65	55		1	1		3	2
36	331	192	139	60	47	4				2	4
37	329	190	139	55	41	2	2			4	
38	345	212	133	66	45	6	3				3
39	265	169	96	57	20	1	2	1		3	3
40	252	160	92	65	26	4	1			2	2
41	300	186	114	64	20	3	2			3	3
42	283	159	124	55	32	3	2			5	2
43	292	178	114	43	23	3	2				4
44	317	192	125	69	33	4	1	1		1	1
45	295	183	112	58	24	3			1	1	2
46	370	237	133	75	35	2	3		1	3	1
47	366	222	144	72	38	3	1			2	3
48	352	213	139	78	25	5	2			3	1
49	367	216	151	81	28	1	3			2	
50	332	195	137	67	26	1					3
51	401	241	160	80	34	4	1			1	1
52	447	262	185	79	35	8	1			1	2
53	472	289	183	103	39	5		2		2	2
54	430	247	183	75	36	3				4	2
55	465	278	187	105	30	6				5	4
56	426	255	171	76	40	4			1	1	1
57	503	337	166	94	27	8	2	1		6	1
58	488	308	180	94	26	3				2	
59	463	301	162	91	20	6					
60以上	9	8	1		1			5			
合 計	14, 587	8, 409	6, 178	2, 738	1, 568	144	67	18	6	78	85

給料表 年齢	海事職		公安職		教育職(一)		教育職(二)		特定任期付職員	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
16	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
17										
18			10	9						
19			19	7						
20			19	7			4	13		
21			19	13			3	9		
22			46	20	10	12	58	100		
23			31	10	10	21	68	87		
24			34	20	26	18	74	117		
25			37	14	18	20	72	125		
26			40	11	25	14	94	107		
27			35	15	19	20	84	95		
28			28	11	25	16	75	101		
29			39	11	22	26	74	96		
30	1		46	11	36	22	54	98		
31			39	10	36	23	68	82		
32			44	9	22	26	69	72		
33			41	4	24	27	65	87		
34	2		36	7	26	24	53	71		
35			44	4	32	27	62	59		
36	1		55	9	19	26	51	53		
37			60	7	25	29	44	60		
38			58	5	28	32	54	45		
39	1		54	1	17	20	35	50		
40			45	2	13	19	31	42		
41	1		65	6	21	21	29	62		
42	1		46	2	18	26	31	60		
43			75	6	25	20	32	59		
44	1		61	4	20	32	35	54		
45			69	2	22	24	30	59		
46			74	7	39	30	44	56		
47			67	7	40	29	38	66		
48			43	2	43	36	41	73		
49	3		40	3	38	41	51	76		
50	3		47	3	39	37	38	68		
51	1		38	2	52	46	65	76		
52	2		48	4	54	52	70	91		
53	2		33	2	72	48	70	92		
54	1		37	1	54	48	73	96		
55			33	1	54	40	75	112		
56	3		34		57	33	80	96		
57			35	1	76	36	117	99		
58	2		31	1	77	31	99	122		
59	1		24		78	30	101	112		
60以上	2									
合 計	28	x	1, 779	271	1, 312	1, 082	2, 311	3, 098	x	x

第8表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該当職員数	うち		
		扶養親族である 配偶者を有する者	扶養親族である 子を有する者	配偶者・子以外の 扶養親族を有する者
1人	人 2,050	人 599	人 1,366	人 85
2人	2,144	556	2,121	30
3人	1,331	745	1,329	20
4人	382	322	382	7
5人	48	42	48	3
6人以上	10	9	10	
計	5,965	2,273	5,256	145

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、0.8人である。
3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、23,702円(平均扶養親族数は2.0人)である。

第9表 管理職手当の支給状況

支給区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	9種	10種	受給者計	受給者1人当たり 平均手当月額
受給者	人 12	人 5	人 68	人 8	人 155	人 55	人 274	人 125	人 403	人 358	人 1,463	円 59,405

第10表 住居手当の支給状況

区分 給料表	職員数	受給者					配偶者の居住する 借家・借間		職員1人当たり 平均手当月額
		受給者数			受給者1人 当たり平均 手当月額				
		手当月額 11,000円未満 の受給者	手当月額 11,000円以上 27,000円未満 の受給者	手当月額 27,000円 の受給者		受給者数	受給者1人 当たり平均 手当月額		
全職種	人 14,587	人 4,496	人 15	人 1,693	人 2,788	円 25,526	人 5	円 13,340	円 7,872
行政職	4,306	1,372	1	510	861	25,562	1	13,500	8,148
研究職	211	83	1	33	49	24,970			9,822
医療職(一)	24	11			11	27,000			12,375
医療職(二)	163	46		13	33	25,835			7,291
海事職	29	9		4	5	24,222			7,517
公安職	2,050	552	4	222	326	25,302	3	13,233	6,832
教育職(一)	2,394	720	2	261	457	25,598	1	13,500	7,704
教育職(二)	5,409	1,703	7	650	1,046	25,555			8,046
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x

第11表 通勤方法

区分 給料表	職員数	通勤手当受給者								通勤手当 非受給者
		交通機関				交通用具			交通機関 交通用具 併用	
		鉄道	バス	その他	交通機関 併用	自動車	原動機付 自転車	自転車		
全職種	人 14, 587	人 377	人 449	人	人 25	人 9, 457	人 223	人 411	人 1, 101	人 2, 544
行政職	4, 306	266	360		14	1, 837	47	230	529	1, 023
研究職	211	1	1			151	2	2	32	22
医療職(一)	24	5				10			2	7
医療職(二)	163	11	10		2	90		3	29	18
海事職	29					22	1		4	2
公安職	2, 050	59	68		2	824	169	155	43	730
教育職(一)	2, 394	25	6		5	1, 816	2	16	281	243
教育職(二)	5, 409	9	4		2	4, 707	2	5	181	499
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
比率 (全職種)	% 100. 0	% 2. 6	% 3. 1	%	% 0. 2	% 64. 8	% 1. 5	% 2. 8	%	%
		5. 8				69. 2			7. 5	17. 4

(注) 1 「その他」は、船等である。

2 比率は、それぞれ小数点以下第2位を四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

第12表 通勤手当の支給状況

区分 給料表	職員数	受給者数				受給者1人当たり平均手当月額				職員1人 当たり 平均手当 月額
		計	交通機関 利用	交通用具 使用	交通機関 交通用具 併用	計	交通機関 利用	交通用具 使用	交通機関 交通用具 併用	
全職種	人 14,587	人 12,043	人 851	人 10,091	人 1,101	円 16,917	円 15,364	円 10,518	円 76,766	円 13,967
行政職	4,306	3,283	640	2,114	529	23,559	14,442	12,556	78,559	17,962
研究職	211	189	2	155	32	23,549	17,818	12,781	76,066	21,094
医療職(一)	24	17	5	10	2	24,156	23,355	8,890	102,485	17,110
医療職(二)	163	145	23	93	29	28,183	25,606	13,829	76,257	25,071
海事職	29	27		23	4	15,009		7,604	57,591	13,974
公安職	2,050	1,320	129	1,148	43	10,031	11,346	8,349	50,983	6,459
教育職(一)	2,394	2,151	36	1,834	281	20,848	37,643	11,588	79,133	18,732
教育職(二)	5,409	4,910	15	4,714	181	12,006	17,996	9,594	74,322	10,898
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

第13表 交通機関利用者の通勤費所要額別人員

所要額 (円) 給料表	4,000 未満	4,000 以上	6,000 ～	8,000 ～	10,000 ～	12,000 ～	14,000 ～	16,000 ～	18,000 ～	20,000 ～	22,000 ～	24,000 ～	26,000 ～	28,000 ～	30,000 ～	32,000 ～
全職種	人 14	人 38	人 170	人 195	人 103	人 103	人 49	人 35	人 37	人 19	人 7	人 16	人 2	人 3	人 1	人 1
行政職	6	27	131	134	88	94	37	28	28	14	4	13		2	1	1
研究職							1		1							
医療職(一)	1			1		2										
医療職(二)			4	6	1	1	1	1	2			2				
海事職																
公安職	4	10	25	48	13	3	8	3	4	4	1	1	1			
教育職(一)	2		6	4	1	1		2	2	1	1		1	1		
教育職(二)		1	4	2		2	2	1			1					
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

(注) 通勤手当受給者のうち、交通機関利用者の内訳である。ただし、交通用具との併用者を除く。

34,000 ～	36,000 ～	38,000 ～	40,000 ～	42,000 ～	44,000 ～	46,000 ～	48,000 ～	50,000 ～	52,000 ～	54,000 ～	56,000 ～	58,000 ～	60,000 ～	62,000 ～	64,000 ～	65,000 ～	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1	1	1	6		1			2			2					44	851
	1		3					2								26	640
																	2
																1	5
		1														4	23
			3													1	129
1											2					11	36
					1											1	15
x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

第14表 交通用具使用者の通勤距離別人員

給料表	距離 (km)										
	種類	2 以上	4 ～	7 ～	10～	15～	20～	25～	30～	35～	40～
全職種	自動車等	人 1,618	人 2,022	人 1,347	人 1,551	人 973	人 547	人 466	人 392	人 292	人 156
	自転車	244	128	30	8	1					
	高速道路等									12	45
	計	1,862	2,150	1,377	1,559	974	547	466	392	304	201
行政職	自動車等	276	353	218	253	191	88	108	114	94	59
	自転車	128	83	15	4						
	高速道路等									3	8
	計	404	436	233	257	191	88	108	114	97	67
研究職	自動車等	16	23	32	21	10	8	4	13	12	7
	自転車	2									
	高速道路等										4
	計	18	23	32	21	10	8	4	13	12	11
医療職(一)	自動車等	5	2			1			1	1	
	自転車										
	高速道路等										
	計	5	2			1			1	1	
医療職(二)	自動車等	9	22		3	12	18	4	10	8	1
	自転車	2	1								
	高速道路等										1
	計	11	23		3	12	18	4	10	8	2
海事職	自動車等	2	9	4	2			2	1	2	1
	自転車										
	高速道路等										
	計	2	9	4	2			2	1	2	1
公安職	自動車等	230	183	171	207	79	36	34	16	13	7
	自転車	99	37	14	4	1					
	高速道路等										1
	計	329	220	185	211	80	36	34	16	13	8
教育職(一)	自動車等	307	336	205	266	207	107	94	110	66	42
	自転車	12	3	1							
	高速道路等									5	19
	計	319	339	206	266	207	107	94	110	71	61
教育職(二)	自動車等	773	1,094	717	799	473	290	220	127	96	39
	自転車	1	4								
	高速道路等									4	12
	計	774	1,098	717	799	473	290	220	127	100	51
特定任期付職員	自動車等										
	自転車										
	高速道路等										
	計	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

(注) 1 通勤手当受給者のうち、交通用具使用者の内訳である。ただし、交通機関との併用者を除く。

2 「自動車等」には、高速道路等利用者を含まない。

3 「高速道路等」とは、高速道路等の有料道路の利用者をいう。

45～	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	90～	95～	100～	計
人 126	人 95	人 33	人 26	人 15	人 5	人 6	人 1	人 1	人 3	人 2	人 3	人 9,680
92	195	155	58	57	111	63	32	19	57	28	22	411
218	290	188	84	72	116	69	33	20	60	30	25	946
47	44	11	17	5	2			1	1		2	11,037
23	92	67	20	29	65	40	16	11	32	15	11	1,884
70	136	78	37	34	67	40	16	12	33	15	13	230
4	1	1				1						432
6	2	3	2	4	2		1		3		3	2,546
10	3	4	2	4	2	1	1		3		3	
												153
1												2
1									1			30
									1			185
												10
1												2
1												12
1	2											90
1	3	6	6	2	4	1	1		2			3
2	5	6	6	2	4	1	1		2			27
												120
												23
												23
8	3	1	1	2		1			1			993
6	9	6	2	2								155
14	12	7	3	4		1			1			27
									2			1,175
32	24	12	4	2	2	1				1		1,818
												16
31	48	50	18	13	28	14	9	5	10	10	4	264
63	72	62	22	15	30	15	9	5	10	11	4	2,098
34	21	8	4	6	1	3	1		1	1	1	4,709
												5
24	41	23	10	7	12	8	5	3	8	3	4	164
58	62	31	14	13	13	11	6	3	9	4	5	4,878
x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

第15表 単身赴任手当の支給状況

手当額 (円) 給料表	30,000	34,000	36,000	38,000	46,000	54,000	62,000	70,000	76,000	82,000	88,000	94,000	100,000	計
全職種	人 91	人 84	人 85	人 60	人 1	人	人 5	人 1	人 18	人	人	人	人 1	人 346
行政職	11	9	17	19			3	1	12				1	73
研究職		1			1									2
医療職(一)														
医療職(二)		1		1										2
海事職														
公安職	74	68	63	28			1		4					238
教育職(一)	1	2	3	6			1							13
教育職(二)	5	3	2	6					1					17
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

第16表 年次有給休暇の取得状況

区分 給料表	平均使用 限度日数	使用日数											
		0日	2日 未満	2日 以上	4日 ～	6日 ～	8日 ～	10日 ～	12日 ～	14日 ～	16日 ～	18日 ～	20日 ～
全職種	日・時間 36.2	人 64	人 158	人 407	人 765	人 975	人 1,281	人 1,460	人 1,581	人 1,801	人 1,664	人 1,783	人 799
行政職	36.2	7	19	57	150	207	317	357	434	556	564	726	317
研究職	36.1			1	7	12	21	17	30	23	27	34	15
医療職(一)	30.7		1			1			2		2	1	2
医療職(二)	36.3	1	1	2	3	11	12	18	19	21	20	22	12
海事職	37.4							1	1	1	1	11	5
公安職	38.2	27	55	128	173	213	202	219	188	221	168	186	96
教育職(一)	36.3		13	49	118	126	222	237	264	338	294	300	124
教育職(二)	35.4	29	69	170	314	405	507	611	642	641	588	503	228
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

(注) 令和8年4月1日現在に在職する職員（令和7年12月31日の時点で在職していた職員に限る。）の令和7年中における年次有給休暇の使用状況である。

区分 給料表	使用日数										計		
	22日	24日	26日	28日	30日	32日	34日	36日	38日	40日	職員数	平均使用 日・時間	平均 使用率
	～ 人	～ 人	～ 人	～ 人	～ 人	～ 人	～ 人	～ 人	～ 人	人	人	日・時間	%
全職種	373	197	94	44	27	15	11	11	6		13,516	13.5	37.8
行政職	133	78	43	19	10	6	6	5	3		4,014	15.0	41.8
研究職	1	4	2		1	1	1				197	14.6	41.1
医療職(一)	1	1									11	16.2	52.4
医療職(二)	5	1		1			1				150	14.3	39.9
海事職	1	1									22	19.0	51.0
公安職	42	23	5	3	6		1	5	1		1,962	11.6	31.0
教育職(一)	63	23	20	8	1	5	2		1		2,208	14.0	38.8
教育職(二)	127	66	24	13	9	3		1	1		4,951	13.0	36.6
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

2 民間給与関係

令和8年職種別民間給与実態調査の概要

本委員会は、人事院及び他の都道府県等の人事委員会と共同して職種別民間給与実態調査を実施したが、その概要は次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を検討するため、令和8年4月現在における県内民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査の範囲

ア 調査対象事業所(母集団事業所)

全産業の企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 345事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他職種54職種）

(3) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(2)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織・規模・産業により11層に層化し、これらの層から111事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、第17表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(4) 集計

ア 調査実人員

初任給関係557人（行政職に相当する調査実人員486人）、初任給関係以外の調査職種4,752人（行政職に相当する調査実人員3,960人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、21,188人であり、行政職に相当するものは12,724人である。）

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第17表 産業別・企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満
産業計	事業所	101	42	59
農業、林業、漁業、 鉱業、建設業		13	4	9
製造業		39	16	23
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		13	7	6
卸売業、小売業		6	—	6
金融・保険業、 不動産・物品賃貸業		2	1	1
教育、学習支援業、医療、 福祉、サービス業		28	14	14

(注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3所、調査不能の事業所が7所あった。
2 調査対象事業所111事業所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所3所を除いた108所に占める調査完了事業所101所の割合（調査完了率）は、93.5%である。

第18表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職種	学歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満
		円	円	円
新卒 事務員	大学卒	221,197	237,344	217,157
	短大卒	191,342	186,367	195,047
	高校卒	206,148	216,057	203,095
新卒 技術者	大学卒	255,010	269,804	222,576
	短大卒	196,653	217,400	189,456
	高校卒	204,136	204,856	201,322
計	大学卒	240,507	263,976	219,014
	短大卒	192,356	190,235	193,738
	高校卒	204,840	206,396	202,507

(注) 1 採用のある事業所について平均したものである。
2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものである。

備考 職員(行政職)の場合、上級試験で採用された職員の初任給は238,500円、中級試験で採用された職員の初任給は223,400円、初級試験で採用された職員の初任給は207,500円である。

第19表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 事務・技術関係職種(公民給与比較職種)

1 企業規模計

職種名		調査 実人員	平均年齢	令和8年4月分平均支給額			備考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)	
事務・技術関係職種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	5	56.8	770,534	72	770,462	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	2	59.0	577,412	99	577,313	
	中学卒	2	56.5	778,072	75	777,997	
	工場長	6	51.0	608,374		608,374	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	x	x	x	x	x	
	短大卒	2	46.5	569,100		569,100	
	高校卒	3	51.4	536,405		536,405	
	中学卒						
	事務部長	104	53.7	617,339	2,785	614,554	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	71	53.3	627,253	4,210	623,043	
	短大卒	10	54.0	580,250	269	579,981	
	高校卒	23	54.4	606,999		606,999	
	中学卒						
	技術部長	53	53.5	699,912	1,468	698,444	同上
	大学卒	32	54.4	725,699	487	725,212	
	短大卒	9	50.5	656,176		656,176	
	高校卒	12	53.2	661,920	5,218	656,702	
	中学卒						
	事務部次長	37	52.3	576,626	59	576,567	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	大学卒	27	51.8	601,218	84	601,134	
	短大卒	5	52.9	547,583		547,583	
	高校卒	5	54.0	496,311		496,311	
	中学卒						
	技術部次長	15	49.5	623,737	138	623,599	同上
	大学卒	8	48.3	635,469	238	635,231	
	短大卒	4	45.9	598,610		598,610	
	高校卒	3	58.5	620,414		620,414	
	中学卒						
	事務課長	210	50.1	524,545	5,183	519,362	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	133	49.4	546,094	6,378	539,716	
	短大卒	20	49.8	460,039	4,731	455,308	
	高校卒	57	51.5	499,174	2,895	496,279	
	中学卒						

職種名		調査 実人員	平均年齢	令和8年4月分平均支給額			備考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)	
事務・技術関係職種	人	歳	円	円	円	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
	技 術 課 長	194	49.7	565,366	13,573		551,793
	大学卒	103	49.1	598,963	12,058		586,905
	短大卒	21	50.7	519,712	4,043		515,669
	高校卒	68	50.6	535,487	18,191		517,296
	中学卒	2	40.0	479,592	43,522	436,070	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	事 務 課 長 代 理	182	47.4	507,662	57,511	450,151	
	大学卒	117	45.7	517,841	61,559	456,282	
	短大卒	21	51.5	471,443	39,957	431,486	
	高校卒	44	50.7	495,273	54,055	441,218	
	中学卒						同 上
	技 術 課 長 代 理	158	46.7	593,675	78,961	514,714	
	大学卒	90	45.2	602,641	98,736	503,905	
	短大卒	30	48.6	598,751	66,409	532,342	
	高校卒	37	48.9	564,792	40,062	524,730	
	中学卒	x	x	x	x	x	係の長及び係長級専門職
	事 務 係 長	266	45.8	425,125	35,042	390,083	
	大学卒	132	43.5	425,307	33,527	391,780	
	短大卒	49	46.8	405,253	39,559	365,694	
	高校卒	84	48.6	437,041	34,953	402,088	
	中学卒	x	x	x	x	x	同 上
	技 術 係 長	243	44.6	520,523	60,984	459,539	
	大学卒	122	41.4	529,310	57,601	471,709	
	短大卒	33	45.8	488,009	31,354	456,655	
	高校卒	88	48.6	520,830	77,416	443,414	
	中学卒						係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	事 務 主 任	168	42.9	383,724	35,171	348,553	
	大学卒	71	40.4	402,039	42,948	359,091	
短大卒	29	43.1	310,882	24,098	286,784		
高校卒	66	45.2	396,315	32,734	363,581		
中学卒	2	53.0	425,290	125	425,165	同 上	
技 術 主 任	176	45.3	544,542	106,831	437,711		
大学卒	30	44.0	481,723	92,793	388,930		
短大卒	19	40.7	401,187	55,189	345,998		
高校卒	127	46.1	573,595	115,567	458,028		
中学卒							
事 務 係 員	1,190	38.3	334,437	38,817	295,620		
大学卒	534	36.1	348,054	41,567	306,487		
短大卒	255	39.1	304,619	32,201	272,418		
高校卒	399	40.4	334,234	39,076	295,158		
中学卒	2	44.2	296,725	30,857	265,868		

職種名		調査 実人員	平均年齢	令和8年4月分平均支給額			備考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)	
事務・ 技術 関係 職種	人	歳	円	円	円		
	技 術 係 員	953	38.2	378,442	60,083	318,359	
	大学卒	431	36.7	387,448	67,361	320,087	
	短大卒	176	39.9	371,021	54,363	316,658	
	高校卒	344	39.0	368,893	54,025	314,868	
	中学卒	2	57.5	447,467	36,267	411,200	

- (注) 1 「中間職(部長－課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職(課長－係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職(係長－係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。
- 4 「x」は、調査実人員が1人の場合である(以下同じ。)。

2 企業規模500人以上

職種名		調査 実人員	平均年齢	令和8年4月分平均支給額			県職員対応級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)	
事務・ 技術 関係 職種	人	歳	円	円	円		
	支 店 長	4	56.0	881,464	100	881,364	行政職 9級
	大学卒	x	x	x	x	x	
	短大卒						
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒	2	56.5	778,072	75	777,997	
	工 場 長	3	51.0	670,563		670,563	同 上
	大学卒	x	x	x	x	x	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒						
	事 務 部 長	42	54.7	711,729	2,977	708,752	同 上
	大学卒	29	54.0	729,222	4,505	724,717	
	短大卒	3	56.3	671,537		671,537	
	高校卒	10	56.0	679,414		679,414	
	中学卒						
	技 術 部 長	41	54.0	743,923	446	743,477	同 上
	大学卒	27	54.1	758,164	584	757,580	
	短大卒	5	53.2	731,721		731,721	
	高校卒	9	53.9	706,129	227	705,902	
	中学卒						

職種名		調査 実人員	平均年齢	令和８年４月分平均支給額			県職員対応級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	人	歳	円	円	円	円	行政職 ９級
	事務部次長	19	52.3	616,909		616,909	
	大学卒	15	51.6	643,322		643,322	
	短大卒	2	53.5	532,136		532,136	
	高校卒	2	55.0	546,569		546,569	
	中学卒						同 上
	技術部次長	13	49.6	654,975	169	654,806	
	大学卒	7	48.8	662,991	294	662,697	
	短大卒	4	45.9	598,610		598,610	
	高校卒	2	62.5	757,880		757,880	
	中学卒						行政職 ７級、８級
	事務課長	142	50.1	556,529	5,553	550,976	
	大学卒	91	49.2	580,522	6,973	573,549	
	短大卒	14	48.3	475,816	867	474,949	
	高校卒	37	52.6	528,460	3,869	524,591	
	中学卒						同 上
	技術課長	147	50.3	601,082	10,508	590,574	
	大学卒	85	49.8	628,801	9,909	618,892	
	短大卒	14	51.1	554,398		554,398	
	高校卒	48	50.8	568,956	14,997	553,959	
	中学卒						行政職 ５級、６級
	事務課長代理	154	47.2	527,683	63,241	464,442	
	大学卒	102	45.4	535,282	67,102	468,180	
	短大卒	20	51.2	477,026	41,846	435,180	
	高校卒	32	51.0	531,894	62,768	469,126	
	中学卒						同 上
	技術課長代理	151	46.7	598,550	80,369	518,181	
	大学卒	85	45.2	609,354	101,392	507,962	
	短大卒	30	48.6	598,751	66,409	532,342	
	高校卒	35	48.7	568,673	39,802	528,871	
	中学卒	x	x	x	x	x	行政職 ３級、４級
	事務係長	134	46.0	467,031	37,714	429,317	
	大学卒	71	43.8	453,514	37,040	416,474	
	短大卒	18	50.5	455,948	36,206	419,742	
	高校卒	44	47.3	491,889	39,936	451,953	
	中学卒	x	x	x	x	x	同 上
	技術係長	137	43.0	578,128	72,900	505,228	
	大学卒	81	39.0	587,585	73,317	514,268	
	短大卒	17	47.6	541,039	21,018	520,021	
	高校卒	39	48.8	575,647	94,412	481,235	
	中学卒						

職種名		調査 実人員	平均年齢	令和8年4月分平均支給額			県職員対応級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)	
事務・技術関係職種	事務主任	人 56	歳 43.8	円 469,494	円 49,873	円 419,621	行政職 2級 (一部は3級、4級)
	大学卒	27	41.8	494,237	77,292	416,945	
	短大卒	6	43.8	310,332	34,660	275,672	
	高校卒	21	45.4	481,233	28,154	453,079	
	中学卒	2	53.0	425,290	125	425,165	
	技術主任	98	46.7	607,901	121,230	486,671	同 上
	大学卒	14	47.0	541,303	116,919	424,384	
	短大卒	2	48.6	499,696	81,272	418,424	
	高校卒	82	46.6	620,092	122,754	497,338	
	中学卒						
	事務係員	673	39.5	355,708	44,723	310,985	行政職 1級
	大学卒	326	36.6	367,536	47,319	320,217	
	短大卒	127	40.8	321,617	34,169	287,448	
	高校卒	218	42.1	356,251	46,050	310,201	
	中学卒	2	44.2	296,725	30,857	265,868	
	技術係員	624	38.9	395,799	65,224	330,575	同 上
	大学卒	309	37.4	400,661	72,249	328,412	
	短大卒	110	41.6	402,864	66,937	335,927	
	高校卒	203	39.2	384,576	55,747	328,829	
	中学卒	2	57.5	447,467	36,267	411,200	

3 企業規模100人以上500人未満

職種名		調査 実人員	平均年齢	令和8年4月分平均支給額			県職員対応級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)	
事務・技術関係職種	支店長	人 x	歳 x	円 x	円 x	円 x	行政職 7級、8級
	大学卒						
	短大卒						
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒						同 上
	工場長	3	51.1	547,080		547,080	
	大学卒						
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	2	54.5	552,817		552,817	
	中学卒						

職種名		調査 実人員	平均年齢	令和8年4月分平均支給額			県職員対応級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	人	歳	円	円	円		
	事 務 部 長	62	52.9	547,503	2,643	544,860	行政職 7級、8級
	大学卒	42	52.8	550,534	3,988	546,546	
	短大卒	7	53.1	541,336	384	540,952	
	高校卒	13	53.0	542,208		542,208	
	中学卒						
	技 術 部 長	12	52.0	567,346	4,546	562,800	同 上
	大学卒	5	55.9	562,950		562,950	
	短大卒	4	48.3	595,100		595,100	
	高校卒	3	51.0	530,412	20,066	510,346	
	中学卒						
	事 務 部 次 長	18	52.3	527,836	130	527,706	同 上
	大学卒	12	52.1	542,955	201	542,754	
	短大卒	3	52.6	556,691		556,691	
	高校卒	3	52.7	433,618		433,618	
	中学卒						
	技 術 部 次 長	2	48.8	484,769		484,769	同 上
	大学卒	x	x	x	x	x	
	短大卒						
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒						
	事 務 課 長	68	50.0	461,465	4,453	457,012	行政職 5級、6級
	大学卒	42	49.9	475,486	5,158	470,328	
	短大卒	6	52.3	434,199	11,059	423,140	
	高校卒	20	49.5	442,819	1,020	441,799	
	中学卒						
	技 術 課 長	47	48.2	467,214	21,995	445,219	同 上
	大学卒	18	45.8	471,877	21,212	450,665	
	短大卒	7	49.9	456,416	11,421	444,995	
	高校卒	20	50.3	466,330	24,789	441,541	
	中学卒	2	40.0	479,592	43,522	436,070	
	事 務 課 長 代 理	28	49.1	382,124	21,579	360,545	行政職 4級
	大学卒	15	48.1	377,035	16,806	360,229	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	12	49.6	390,683	29,169	361,514	
	中学卒						
	技 術 課 長 代 理	7	46.3	437,978	33,985	403,993	同 上
	大学卒	5	43.4	425,919	28,817	397,102	
	短大卒						
	高校卒	2	53.5	467,416	46,601	420,815	
	中学卒						

職種名		調査 実人員	平均年齢	令和8年4月分平均支給額			県職員対応級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	人	歳	円	円	円		
	事務係長	132	45.6	383,786	32,405	351,381	行政職 3級
	大学卒	61	43.1	394,257	29,659	364,598	
	短大卒	31	44.9	379,015	41,295	337,720	
	高校卒	40	50.1	371,829	29,030	342,799	
	中学卒						
	技術係長	106	47.0	435,017	43,297	391,720	同 上
	大学卒	41	46.7	403,678	23,719	379,959	
	短大卒	16	43.6	424,616	43,710	380,906	
	高校卒	49	48.4	466,703	60,635	406,068	
	中学卒						
	事務主任	112	42.5	335,666	26,932	308,734	行政職 2級
	大学卒	44	39.6	344,362	21,463	322,899	(一部は3級)
	短大卒	23	43.0	311,015	21,558	289,457	
	高校卒	45	45.1	341,071	35,714	305,357	
	中学卒						
	技術主任	78	42.5	412,491	76,822	335,669	同 上
	大学卒	16	40.3	407,580	62,769	344,811	
	短大卒	17	39.4	384,061	50,654	333,407	
	高校卒	45	44.6	425,903	92,740	333,163	
	中学卒						
	事務係員	517	36.3	295,362	27,966	267,396	行政職 1級
	大学卒	208	35.2	308,081	29,765	278,316	
	短大卒	128	37.2	285,664	30,006	255,658	
	高校卒	181	36.8	287,889	24,397	263,492	
	中学卒						
	技術係員	329	36.2	325,094	44,281	280,813	同 上
	大学卒	122	33.9	335,995	48,326	287,669	
	短大卒	66	36.3	306,063	28,712	277,351	
	高校卒	141	38.4	325,328	49,242	276,086	
	中学卒						

その2 その他の職種

企業規模計

職種名		調査 実人員	平均年齢	令和8年4月分平均支給額			備考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)	
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	人	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を 除く。 業務委託契約等に基づき、他 の事業所において業務に従事 している者を除く。
	自家用乗用 自動車運転手						
	守 衛						
	用 務 員						
研究関係 職種	研 究 所 長	x	x	x	x	x	構成員50人以上の所の長(取 締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人 以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研 究所長の職名を有する者、上 記研究部(課)長及び研究室 (係)長を除く。)
	研究部(課)長	9	48.8	570,484		570,484	
	研究室(係)長	10	46.2	483,167	39,354	443,813	
	主 任 研 究 員	15	39.9	417,495	24,641	392,854	
	研 究 員	17	31.4	342,887	21,272	321,615	
	研 究 補 助 員						
医療関係 職種	病 院 長	x	x	x	x	x	部下に医師又は歯科医師5人 以上 上記病院長に事故等のあると きの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人 以上
	副 院 長	2	58.5	1,087,746	94,972	992,774	
	医 科 長	17	55.1	1,239,533	178,070	1,061,463	
	医 師	12	33.4	918,417	101,222	817,195	
	歯 科 医 師	2	33.0	833,250		833,250	

職種名			調査 実人員	平均年齢	令和 8 年 4 月分平均支給額			備考
					きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
医療関係職種	薬 局 長		人 5	歳 54.4	円 568,422	円 21,122	円 547,300	部下に薬剤師 2 人以上
	薬 剤 師		29	36.0	386,939	33,035	353,904	
	診療放射線技師		42	40.2	384,782	23,462	361,320	
	臨床検査技師		51	39.3	329,697	19,608	310,089	
	栄 養 士		20	35.9	300,780	18,704	282,076	
	理学療法士		63	35.9	317,228	9,596	307,632	
	作業療法士		39	33.7	286,975	4,533	282,442	
	総 護 師 長		9	51.9	481,877	6,466	475,411	部下に看護師長 5 人以上 部下に看護師又は准看護師 5 人以上
	看 護 師 長		67	49.5	429,122	41,772	387,350	
	看 護 師		158	38.8	366,243	44,256	321,987	
	准 看 護 師		49	47.8	304,517	35,879	268,638	
教育関係職種	大 学	学 部 長	5	61.2	614,590		614,590	
		教 授	61	56.2	670,399	2,900	667,499	
		准 教 授	45	47.8	546,064	436	545,628	
		講 師	27	48.6	469,072		469,072	
		助 教	10	47.6	390,275		390,275	
	高 等 学 校	校 長	x	x	x	x	x	
		教 頭 教 諭	25	41.4	361,790	12,266	349,524	

第20表 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒		%	%	%	%	%
	規模計	24.9	(81.8)	(18.2)	(－)	75.1
	500人以上	28.0	(91.3)	(8.7)	(－)	72.0
	100人以上 500人未満	22.6	(73.6)	(26.4)	(－)	77.4
高校卒	規模計	20.3	(89.0)	(11.0)	(－)	79.7
	500人以上	19.8	(87.7)	(12.3)	(－)	80.2
	100人以上 500人未満	20.6	(89.9)	(10.1)	(－)	79.4

(注) ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第21表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	割合
支給する	60.9%
支給しない	39.1%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	26,000円以上 27,000円未満

第22表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

転勤に伴い 手当等を支給 する	支給方法		転勤に伴い 手当等を支給 しない
	一時金	一時金以外	
%	%	%	%
88.3	(71.1)	(67.1)	11.7

- (注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。
2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である（複数回答）。

その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

帰宅費用を 支給する	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
	%	%	%	%	%	回	
63.8	(21.8)	(47.3)	(8.6)	(22.3)	(一)	13.1	36.2

- (注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。
2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、
() 内は当該事業所を100とした割合である。

第23表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係員		課長級		部長級(非役員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
64.8	35.2	61.0	39.0	59.7	40.3

3 生計費関係

令和8年4月の標準生計費

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、勤労者世帯のうち、1人世帯及び夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される複数人世帯（2人～5人世帯）について、世帯人員別に世帯主の想定年齢を設定し、令和8年4月の標準生計費を算定した。

標準生計費は、次の5つの費目を対象として算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

- 食 料 費 ・ ・ ・ 食料
- 住居関係費 ・ ・ ・ 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 ・ ・ ・ 被服及び履物
- 雑 費 I ・ ・ ・ 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑 費 II ・ ・ ・ その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

第24表 大分市における費目別・世帯人員別標準生計費

（令和8年4月）

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	円 24,780	円 44,400	円 54,940	円 65,480	円 76,010
住 居 関 係 費	43,990	56,990	49,150	41,310	33,480
被 服 ・ 履 物 費	5,370	5,940	8,300	10,650	13,000
雑 費 I	17,930	22,450	31,110	39,770	48,440
雑 費 II	6,540	12,610	14,740	16,870	19,010
計	98,610	142,390	158,240	174,080	189,940

